

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護関係部分)

(凡例)

今回改正した部分・・・網かけ (施行日 平成27年4月1日)

省令と岡山市条例の異なる部分・・・赤文字赤下線

準用する部分・・・青文字青下線 (点線)

省令 (新)	岡山市条例 (旧)	岡山市条例 (新) 案
<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(平成十八年三月十四日) (厚生労働省令第三十四号)</p> <p>一部改正 (平成二十七年一月十六日) (厚生労働省令第四号)</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p><u>第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</u></p> <p>一～六 (略)</p> <p>(平二三厚労令一二七・全改, 平二四厚労令三〇・一部改正)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 地域密着型サービス事業者 法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。</p>	<p><u>岡山市</u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 岡山市条例第86号</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定め、同条第4項第1号の規定に基づき必要な申請者の要件を定め、法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。</p>	<p><u>岡山市</u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 岡山市条例第86号</p> <p>一部改正 平成27年3月 日 <u>岡山市条例第 号</u></p> <p>第二章 総則 (趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定め、同条第4項第1号の規定に基づき必要な申請者の要件を定め、法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。</p>

<p>二 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第四十二条の二第一項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 地域密着型介護サービス費用基準額 法第四十二条の二第二項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第四十二条の二第六項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。</p> <p>六 常勤換算方法 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p>	<p>(2) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。</p> <p>(6) 常勤換算方法 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。</p> <p><u>(7) 基準省令 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第34号) をいう。</u></p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p><u>第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。</u></p> <p><u>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p><u>3 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、</u></p>	<p>(2) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。</p> <p>(6) 常勤換算方法 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。</p> <p><u>(7) 基準省令 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第34号) をいう。</u></p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p><u>第4条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。</u></p> <p><u>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p><u>3 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、</u></p>
---	---	---

<p>第三条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>市町村(特別区を含む。以下同じ。)</u>、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>第七章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第一節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第百三十条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定</p>	<p><u>顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)</u>及び当該申請に係る事業所を管理する者は、<u>岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</u></p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 <u>指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>6 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>本市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)</u>、地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>7 <u>指定地域密着型サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</u></p> <p>第八章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第一節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第152条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定</p>	<p><u>顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)</u>及び当該申請に係る事業所を管理する者は、<u>岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</u></p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 <u>指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>6 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>本市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)</u>、地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>7 <u>指定地域密着型サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</u></p> <p>第八章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第一節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第152条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定</p>
--	---	---

<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第八条第二十一項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>	<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、生計困難者等に指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を行うに当たり、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の適用を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設における施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費に係る利用者負担額についての軽減を実施するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>	<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、生計困難者等に指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を行うに当たり、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の適用を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設における施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費に係る利用者負担額についての軽減を実施するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>
--	--	--

第百三十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、一以上とすること。

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(**第百五十八条**に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生労働省令第三十九号)第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。))を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(**第百六十七条**第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 生活相談員 1以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、1以上とすること。

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(**第180条**に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第87号)第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。))を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(**第189条**第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 生活相談員 1以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、1以上とすること。

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(**第180条**に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第87号)第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。))を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(**第189条**第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

<p>4 第一項第一号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第八項第一号及び第十七項、<u>第百三十二条</u>第一項第六号並びに<u>第百六十条</u>第一項第三号において同じ。)、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。</p>	<p>4 第一項第一号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5 第一項第二号の生活相談員は、<u>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるものとし、常勤のものでなければならない</u>。ただし、サテライト型居住施設にあつては、<u>常勤のもの</u>とあるのは常勤換算方法で1以上とする。</p>	<p>4 第一項第一号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、<u>第154条</u>第1項第6号並びに<u>第182条</u>第1項第3号において同じ。))、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5 第一項第二号の生活相談員は、<u>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるものとし、常勤のものでなければならない</u>。ただし、サテライト型居住施設にあつては、<u>常勤のもの</u>とあるのは常勤換算方法で1以上とする。</p>
<p>6 第一項第三号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。</p>	<p>6 第一項第三号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。</p>	<p>6 第一項第三号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。</p>
	<p>〈規則〉 第5条 2 条例第132条第3項及び第153条第5項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。</p>	<p>〈規則〉 第5条 2 条例第132条第3項及び第153条第5項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。</p>

<p>8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>一 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>三 病院 栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>9 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営む<u>のに</u>必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>10 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>11 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、</p>	<p>8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>9 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営む<u>ために</u>必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者<u>であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(規則) 第6条 条例第63条第5項、第132条第5項及び第153条第9項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> </div> <p>10 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>11 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、</p>	<p>8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>9 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営む<u>ために</u>必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者<u>であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(規則) 第6条 条例第63条第5項、第132条第5項及び第153条第9項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> </div> <p>10 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>11 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、</p>
--	--	---

<p>入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>1 2 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第二百二十九条第一項</u>に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準第九十三条第一項</u>に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービス基準</u>第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>1 2 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項</u>に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準条例第102条第1項</u>に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは<u>指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項</u>に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例</u>第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>1 2 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は<u>岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第133条第1項</u>に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準条例第102条第1項</u>に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例</u>第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
--	--	--

<p>1 4 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。</p> <p>1 5 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>1 6 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項</u>に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に<u>第六十三条</u>若しくは<u>第一百七十一条</u>又は<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条</u>に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> <p>1 7 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員</p>	<p>1 4 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。</p> <p>1 5 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>1 6 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項</u>に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に<u>第84条</u>若しくは<u>第193条</u>又は<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条</u>に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>1 4 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。</p> <p>1 5 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>1 6 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項</u>に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に<u>第84条</u>若しくは<u>第193条</u>又は<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条</u>に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> <p>1 7 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員</p>
---	--	--

<p>を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）とする。</p> <p>第三節 設備に関する基準 (設備)</p> <p>第百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、<u>入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合</u>は、二人とすることができる。</p>	<p>第三節 設備に関する基準 (設備)</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、<u>規則で定める入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合</u>は、二人とすることができる。</p> <p>(規則)</p> <p>第8条 条例第154条第1項第1号アただし書に規定する規則で定める入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合</p> <p>(2) 入所者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合</p> <p>ア それぞれの入所者が専用する区画は、窓に面していること。</p> <p>イ 入所者同士の視線が遮断され、入所者のプライバシーが十分に確保されていること。</p> <p>ウ 入所者同士の視線を遮断する仕切りは、入所者の安全を確保するに足りる適切な素</p>	<p>を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出なければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。</p> <p>第三節 設備に関する基準 (設備)</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、<u>規則で定める入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合</u>は、二人とすることができる。</p> <p>(規則)</p> <p>第8条 条例第154条第1項第1号アただし書に規定する規則で定める入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合</p> <p>(2) 入所者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合</p> <p>ア それぞれの入所者が専用する区画は、窓に面していること。</p> <p>イ 入所者同士の視線が遮断され、入所者のプライバシーが十分に確保されていること。</p> <p>ウ 入所者同士の視線を遮断する仕切りは、入所者の安全を確保するに足りる適切な素</p>
---	--	---

<p>ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>ハ プザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。</p> <p>三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p>	<p>材を用いていること。</p> <p>エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。</p> <p>イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ プザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。</p> <p>(3) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める規準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ プザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(規則)</p> <p>第9条 条例第154条第1項第3号イ及び第182条第1項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p>	<p>材を用いていること。</p> <p>エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。</p> <p>イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ プザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。</p> <p>(3) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める規準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ プザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(規則)</p> <p>第9条 条例第154条第1項第3号イ及び第182条第1項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p>
---	--	--

<p>四 洗面設備 イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>五 便所 イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</p> <p>六 医務室 <u>医療法第一条の五第二項に規定する診療所</u>とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>七 食堂及び機能訓練室 イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を</p>	<p>(4) 洗面設備 ア 居室のある階ごとに設けること。 イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(5) 便所 <u>ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</u> <u>イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとすること。</u> <u>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u> <u>エ アからウまでに掲げるもののほか、要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(規則) 第10条 条例第154条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は、次のいずれをも満たすものとする。 (1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。 (2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(6) 医務室 <u>診療所</u>とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7) 食堂及び機能訓練室 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を</p>	<p>(4) 洗面設備 ア 居室のある階ごとに設けること。 イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(5) 便所 <u>ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</u> <u>イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとすること。</u> <u>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u> <u>エ アからウまでに掲げるもののほか、要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(規則) 第10条 条例第154条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は、次のいずれをも満たすものとする。 (1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。 (2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(6) 医務室 <u>診療所</u>とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7) 食堂及び機能訓練室 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を</p>
--	---	--

<p>乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p>	<p>乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>イ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の入所定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。</u></p> <p>〈規則〉 第11条 条例第154条第1項第7号イただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の入居定員が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。</p>	<p>乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>イ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の入所定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。</u></p> <p>〈規則〉 第11条 条例第154条第1項第7号イただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の入居定員が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。</p>
<p><u>ロ</u> 必要な備品を備えること。</p> <p>八 廊下幅 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第四節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p>	<p><u>ウ</u> 必要な備品を備えること。</p> <p>(8) 廊下幅 1. 5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>(9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p>	<p><u>ウ</u> 必要な備品を備えること。</p> <p>(8) 廊下幅 1. 5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>(9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第5節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p>

第三条の七 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第四百四十八条に規定する重要事項に関する規程、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨

第9条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始の際に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第170条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨

第9条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始の際に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第170条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨

<p>の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定地域密着型介護老人福祉施設が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定によ</p>	<p>の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第二項各号に規定する方法のうち指定地域密着型介護老人福祉施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定によ</p>	<p>の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第二項各号に規定する方法のうち指定地域密着型介護老人福祉施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定によ</p>
--	--	--

<p>る承諾をした場合は、この限りでない。 (提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第三条の八 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、正当な理由なく<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の提供を拒んではならない。 (サービス提供困難時の対応)</p> <p>第一百三十三條 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第三条の十 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の被保険者証に、法第七十八条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>を提供するように努めなければならない。 (要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第三条の十一 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>入所の際に</u>、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>要介護認定</u></p>	<p>る承諾をした場合は、この限りでない。 (提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第10条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、正当な理由なく<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の提供を拒んではならない。 (サービス提供困難時の対応)</p> <p>第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第12条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>を提供するように努めなければならない。 (要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第13条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>入所の際に</u>、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>要介護認定</u></p>	<p>る承諾をした場合は、この限りでない。 (提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第10条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、正当な理由なく<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の提供を拒んではならない。 (サービス提供困難時の対応)</p> <p>第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第12条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>を提供するように努めなければならない。 (要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第13条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>入所の際に</u>、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>要介護認定</u></p>
---	--	--

の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の三十日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第百三十四条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 **前項の検討に当たっては**、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退

の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第156条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 **前項の規定による検討に当たっては**、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退

の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第156条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 **前項の規定による検討に当たっては**、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退

<p>所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第百三十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第百三十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額(介護保険法施行法(平成9年法律第百二十四号。以下「施行法」という。))第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地</p>	<p>所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第157条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第158条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額(介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。))第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域</p>	<p>所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第157条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第158条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額(介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。))第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域</p>
--	--	--

<p>域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。)とする。次項並びに第百六十一条第一項及び第二項において同じ。)から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。))にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額。第百六十一条第三項第一号において同じ。)(法第五十一条の三第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額。第百六十一条第三項第一号において同じ。))を限度とする。)</p> <p>二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支</p>	<p>密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。)とする。次項並びに第183条第1項及び第2項において同じ。)から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。))にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第183条第3項第1号において同じ。)(法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第183条第3項第1号において同じ。))を限度とする。)</p> <p>(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支</p>	<p>密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。)とする。次項並びに第183条第1項及び第2項において同じ。)から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。))にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第183条第3項第1号において同じ。)(法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第183条第3項第1号において同じ。))を限度とする。)</p> <p>(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支</p>
--	---	---

<p>支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額。第百六十一条第三項第二号において同じ。)(法第五十一条の三第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額。第百六十一条第三項第二号において同じ。))を限度とする。)</p> <p>三 <u>厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 <u>厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 理美容代</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第三項各号</p>	<p>支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額。第183条第三項第二号において同じ。)(法第五十一条の三第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額。第183条第三項第二号において同じ。))を限度とする。)</p> <p>(3) <u>基準省令第136条第3項第3号に規定する平成12年厚生労働省告示第123号により厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第136条第3項第4号に規定する平成12年厚生労働省告示第123号により厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき、入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 理美容代</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>基準省令第136条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第三項各号</p>	<p>支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額。第183条第三項第二号において同じ。)(法第五十一条の三第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額。第183条第三項第二号において同じ。))を限度とする。)</p> <p>(3) <u>基準省令第136条第3項第3号に規定する平成12年厚生労働省告示第123号により厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第136条第3項第4号に規定する平成12年厚生労働省告示第123号により厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき、入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 理美容代</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>基準省令第136条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第三項各号</p>
---	--	--

<p>に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第三条の二十 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第百三十七条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当た</p>	<p>に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第22条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第159条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当た</p>	<p>に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第22条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第159条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当た</p>
--	---	---

<p>つては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>自ら</u>その提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第百三十八条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)</p>	<p>つては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。</u></p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第160条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)</p>	<p>つては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。</u></p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第160条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)</p>
--	---	---

<p>に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、<u>必要に応じて</u>地域密着型</p>	<p>に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、<u>必要に応じて</u>、地域密着型</p>	<p>に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、<u>必要に応じて</u>、地域密着型</p>
--	---	---

<p>設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>1 0 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>二 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>1 1 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>1 2 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(介護)</p> <p>第百三十九条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替え</p>	<p>施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>1 0 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>1 1 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>1 2 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(介護)</p> <p>第161条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替え</p>	<p>施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>1 0 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>1 1 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>1 2 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(介護)</p> <p>第161条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替え</p>
---	--	--

<p>なければならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。</p> <p>7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第百四十条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^{しよくそう}を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第百四十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p> <p>第百四十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。</p> <p>7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第162条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^{しよくそう}を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第163条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、必要に応じ、入所者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</u></p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p> <p>第164条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。</p> <p>7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第162条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^{しよくそう}を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第163条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、必要に応じ、入所者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</u></p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p> <p>第164条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>
---	---	---

<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営む<u>の</u>に必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 (機能訓練)</p> <p>第百四十三条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営む<u>の</u>に必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 (健康管理)</p> <p>第百四十四条 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な<u>措置を採ら</u>なければならない。 (入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第百四十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、<u>必要に応じて</u>適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。 (利用者に関する <u>市町村</u>への通知) <u>☆準用</u></p> <p>第三条の二十六 指定指定地域密着型介護老人福祉施設</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営む<u>ため</u>に必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 (機能訓練)</p> <p>第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営む<u>ため</u>に必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 (健康管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な<u>措置をとら</u>なければならない。 (入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、<u>必要に応じて</u>適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。 (利用者に関する <u>本市</u>への通知) <u>☆準用</u></p> <p>第29条 指定指定地域密着型介護老人福祉施設は、</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営む<u>ため</u>に必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 (機能訓練)</p> <p>第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営む<u>ため</u>に必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 (健康管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な<u>措置をとら</u>なければならない。 (入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、<u>必要に応じて</u>適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。 (利用者に関する <u>本市</u>への通知) <u>☆準用</u></p> <p>第29条 指定指定地域密着型介護老人福祉施設は、</p>
--	---	---

<p>設は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>市町村</u>に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者による管理)</p> <p>第百四十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p>	<p><u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>本市</u>に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者による管理)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p>(規則) 第7条 条例第64条第3項、第68条第3項、第133条第2項及び第168条第2項(第191条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。 (1) 法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p>	<p><u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>本市</u>に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者による管理)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p>(規則) 第7条 条例第64条第3項、第68条第3項、第133条第2項及び第168条第2項(第191条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。 (1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p>
--	---	--

<p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第五十三条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の管理及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者に第七章第四節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第百四十七条 計画担当介護支援専門員は、第百三十</p>	<p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第74条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の管理及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該地域密着型介護老人福祉施設の従業者に第8章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条</p>	<p>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設</p> <p>イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業</p> <p>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第74条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の管理及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該地域密着型介護老人福祉施設の従業者に第8章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条</p>
--	--	---

<p><u>八条</u>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>五 <u>第百三十七条</u>第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p><u>六 第百五十七条</u>において準用する<u>第三条の三十六第二項</u>に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p><u>七 第百五十五条</u>第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 (運営規程)</p> <p><u>第百四十八条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p>	<p>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>(4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>(5) <u>第159条</u>第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(6) <u>第177条</u>第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。</p> <p>(7) <u>第179条</u>において準用する<u>第39条第2項</u>に規定する苦情の内容等を記録すること。 (運営規程)</p> <p><u>第170条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p>	<p>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>(4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>(5) <u>第159条</u>第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(6) <u>第177条</u>第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。</p> <p>(7) <u>第179条</u>において準用する<u>第39条第2項</u>に規定する苦情の内容等を記録すること。 (運営規程)</p> <p><u>第170条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p>
---	---	---

<p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) <u>第百四十九条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のために<u>研修の機会を確保しなければならない。</u> (定員の遵守) <u>第百五十条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならな</p>	<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 <u>(6) 事故発生の防止及び発生時の対応</u> <u>(7) 非常災害対策</u> <u>(8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</u> <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) 成年後見制度の活用支援</u> <u>(11) 苦情解決体制の整備</u> <u>(12) その他施設の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等) <u>第171条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め、<u>その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</u> 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のために<u>研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</u> (定員の遵守) <u>第172条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならな</p>	<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 <u>(6) 事故発生の防止及び発生時の対応</u> <u>(7) 非常災害対策</u> <u>(8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</u> <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) 成年後見制度の活用支援</u> <u>(11) 苦情解決体制の整備</u> <u>(12) その他施設の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等) <u>第171条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め、<u>その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</u> 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のために<u>研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</u> (定員の遵守) <u>第172条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならな</p>
---	--	--

<p>い。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策) ☆準用</p> <p><u>第五十七条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p><u>第百五十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の</u></p>	<p>い。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策) ☆準用</p> <p><u>第78条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、地域密着型サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p><u>第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管</u></p>	<p>い。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策) ☆準用</p> <p><u>第78条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、地域密着型サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p><u>第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管</u></p>
--	---	---

<p>管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、<u>別に厚生労働大臣が定める</u>感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(協力病院等)</p> <p><u>第百五十二条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) <u>☆準用</u></p> <p><u>第三条の三十二</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設の見やすい場所</u>に、<u>重要事項に関する規程</u>の概要、<u>従業者の勤務</u></p>	<p>管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、<u>基準省令第151条第2項第4号に規定する平成18年厚生労働省告示第268号により厚生労働大臣が定める</u>感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(協力病院等)</p> <p><u>第174条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) <u>☆準用</u></p> <p><u>第35条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設の見やすい場所</u>に、<u>重要事項に関する規程</u>の概要、<u>従業者の勤務の体制</u></p>	<p>管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、<u>基準省令第151条第2項第4号に規定する平成18年厚生労働省告示第268号により厚生労働大臣が定める</u>感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(協力病院等)</p> <p><u>第174条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) <u>☆準用</u></p> <p><u>第35条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設の見やすい場所</u>に、<u>重要事項に関する規程</u>の概要、<u>従業者の勤務の体制</u></p>
--	--	--

<p>の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第百五十三条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第三条の三十四 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第百五十四条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第三条の三十六 指定地域密着型介護老人福祉施設</p>	<p>の他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第37条 指定指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第39条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供</p>	<p>の他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第37条 指定指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第39条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供</p>
--	--	--

<p>は、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に関し、法第二十三条の規定により<u>市町村</u>が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は<u>当該市町村</u>の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して<u>市町村</u>が行う調査に協力するとともに、<u>市町村</u>から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>市町村</u>からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を<u>市町村</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しな</p>	<p>した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に関し、法第23条の規定により<u>本市</u>が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は<u>本市の職員</u>からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して<u>本市</u>が行う調査に協力するとともに、<u>本市</u>から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>本市</u>からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を<u>本市</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しな</p>	<p>した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に関し、法第23条の規定により<u>本市</u>が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は<u>本市の職員</u>からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して<u>本市</u>が行う調査に協力するとともに、<u>本市</u>から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>本市</u>からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を<u>本市</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しな</p>
--	---	---

<p>ればならない。 (地域との連携等) ☆準用</p> <p>第八十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し運営状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第百五十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に各号に定める措置を講じなければならない。</p>	<p>ればならない。 (地域との連携等) ☆準用</p> <p>第107条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し運営状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p>	<p>ればならない。 (地域との連携等) ☆準用</p> <p>第107条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し運営状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p>
---	--	--

<p>一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を<u>通した</u>改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに<u>市町村</u>、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) <u>☆準用</u></p> <p><u>第三条の三十九</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>ごとに経理を区分するとともに、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備)</p> <p><u>第一百五十六条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介</p>	<p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を<u>通じた</u>改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに<u>本市</u>、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) <u>☆準用</u></p> <p><u>第42条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>ごとに経理を区分するとともに、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p><u>第178条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介</p>	<p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を<u>通じた</u>改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに<u>本市</u>、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) <u>☆準用</u></p> <p><u>第42条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>ごとに経理を区分するとともに、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第178条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介</p>
--	--	---

<p>護の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p> <p>一 地域密着型施設サービス計画</p> <p>二 <u>第百三十五条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第百三十七条</u>第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三条の二十六</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三条の三十六</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 前条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第八十五条</u>第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第百五十七条</u> <u>第三条の七</u>、<u>第三条の八</u>、<u>第三条の十</u>、<u>第三条の十一</u>、<u>第三条の二十</u>、<u>第三条の二十六</u>、<u>第三条の三十二</u>、<u>第三条の三十四</u>、<u>第三条の三十六</u>、<u>第三条の三十九</u>、<u>第五十三条</u>、<u>第五十七条</u>、<u>第八十五条</u>第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、<u>第三条の七</u>第一項中「<u>第三条の二十九</u>に規定する運営規程」とあるのは「<u>第百四十八条</u>に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第三条の十一</u>第一項中「指定定期巡回・随時対</p>	<p>護の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>五年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第157条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第159条</u>第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p><u>(4) 第171条第1項に規定する勤務の体制等の記録</u></p> <p><u>(5) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(7) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(8) 法第40条に規定する介護給付及び第158条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第179条</u> <u>第9条</u>、<u>第10条</u>、<u>第12条</u>、<u>第13条</u>、<u>第22条</u>、<u>第29条</u>、<u>第35条</u>、<u>第37条</u>、<u>第39条</u>、<u>第42条</u>、<u>第74条</u>、<u>第78条</u>、<u>第107条</u>第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、<u>第9条</u>第1項中「<u>第32条</u>に規定する運営規程」とあるのは「<u>第170条</u>に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第13条</u>第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「入所の際に」と、同条第2</p>	<p>護の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>五年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第157条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第159条</u>第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p><u>(4) 第171条第1項に規定する勤務の体制等の記録</u></p> <p><u>(5) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(7) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(8) 法第40条に規定する介護給付及び第158条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</u></p> <p><u>(9) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第179条</u> <u>第9条</u>、<u>第10条</u>、<u>第12条</u>、<u>第13条</u>、<u>第22条</u>、<u>第29条</u>、<u>第35条</u>、<u>第37条</u>、<u>第39条</u>、<u>第42条</u>、<u>第74条</u>、<u>第78条</u>、<u>第107条</u>第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、<u>第9条</u>第1項中「<u>第32条</u>に規定する運営規程」とあるのは「<u>第170条</u>に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第13条</u>第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「入所の際に」と、同条第2</p>
---	---	--

<p>応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第八十五條第一項から第四項まで第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p> <p>第百五十八條 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (基本方針)</p> <p>第百五十九條 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅に</p>	<p>項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35條中「運営規程」とあるのは「重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第74條第2項中「この節」とあるのは「第八章第4節」と、第107條第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「運営状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p> <p>第180條 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (基本方針)</p> <p>第181條 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅に</p>	<p>項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35條中「運営規程」とあるのは「重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第74條第2項中「この節」とあるのは「第八章第4節」と、第107條第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「運営状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p> <p>第180條 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (基本方針)</p> <p>第181條 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅に</p>
--	---	---

<p>おける生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>地域</u>や<u>家庭</u>との結び付きを重視した運営を行い、<u>市町村</u>、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二款 設備に関する基準 (設備)</p> <p><u>第百六十条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設^の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。<u>ただし、一のユニット</u></p>	<p>おける生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>地域</u>及び<u>家庭</u>との結び付きを重視した運営を行い、<u>本市</u>、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p><u>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、生計困難者等に指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を行うに当たり、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の適用を受け、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費に係る利用者負担額についての軽減を実施するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第2款 設備に関する基準 (設備)</p> <p><u>第182条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設^の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。<u>この場合において、一</u></p>	<p>おける生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>地域</u>及び<u>家庭</u>との結び付きを重視した運営を行い、<u>本市</u>、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p><u>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、生計困難者等に指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を行うに当たり、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の適用を受け、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費に係る利用者負担額についての軽減を実施するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第2款 設備に関する基準 (設備)</p> <p><u>第182条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設^の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。<u>この場合において、一</u></p>
--	---	---

<p>の入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。</p> <p>(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。</p> <p>(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ニ 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けると</p>	<p>のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(オ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けると</p>	<p>のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(オ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けると</p>
--	--	--

<p>ともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>三 医務室 <u>医療法第一条の五第二項に規定する</u>診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福</p>	<p>ともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 <u>ア 浴槽を1つとすること。</u> <u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u> <u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u> <u>エ プゼー又はこれに代わる設備を設けること。</u> <u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(規則) 第9条 条例第154条第1項第3号イ及び第182条第1項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。 (1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。 (2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。 (3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> <p>(3) 医務室 診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器</p>	<p>ともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 <u>ア 浴槽を1つとすること。</u> <u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u> <u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u> <u>エ プゼー又はこれに代わる設備を設けること。</u> <u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(規則) 第9条 条例第154条第1項第3号イ及び第182条第1項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。 (1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。 (2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。 (3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> <p>(3) 医務室 診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療す</p>
--	---	--

<p>社施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>四 廊下幅 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>2 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第三款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第三条の七 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百六十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項</p>	<p>を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4) 廊下幅 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第三款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第9条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始の際に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第188条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項</p>	<p>るために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4) 廊下幅 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第三款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第9条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始の際に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第188条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項</p>
---	--	--

<p>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が</p>	<p>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が</p>	<p>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が</p>
---	---	---

<p>ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 <u>第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>一 <u>第二項各号に規定する方法のうちユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が使用するもの</u></p> <p>二 <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得たユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u> (提供拒否の禁止) <u>☆準用</u></p> <p><u>第三条の八 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒んではならない。</u> (サービス提供困難時の対応) <u>☆準用</u></p> <p><u>第百三十三条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所</u></p>	<p>ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 <u>第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第二項各号に規定する方法のうちユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得たユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u> (提供拒否の禁止) <u>☆準用</u></p> <p><u>第10条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒んではならない。</u> (サービス提供困難時の対応) <u>☆準用</u></p> <p><u>第155条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所</u></p>	<p>ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 <u>第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第二項各号に規定する方法のうちユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得たユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u> (提供拒否の禁止) <u>☆準用</u></p> <p><u>第10条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒んではならない。</u> (サービス提供困難時の対応) <u>☆準用</u></p> <p><u>第155条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所</u></p>
---	---	---

<p>所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第三条の十 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に、法第七十八条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。 (要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第三条の十一 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居の際に、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の三十日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 (入退所) ☆準用</p> <p>第三十四条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介</p>	<p>又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第12条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。 (要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第13条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居の際に、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 (入退所) ☆準用</p> <p>第156条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護</p>	<p>又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第12条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。 (要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第13条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居の際に、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 (入退所) ☆準用</p> <p>第156条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護</p>
--	--	--

<p>護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>5 <u>前項の検討に当たっては</u>、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>6 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>7 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス</p>	<p>老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>5 <u>前項の規定による検討に当たっては</u>、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>6 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>7 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス</p>	<p>老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>5 <u>前項の規定による検討に当たっては</u>、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>6 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>7 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス</p>
--	--	--

<p>又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) ☆<u>準用</u></p> <p>第百三十五条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第百六十一条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規</p>	<p>又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) ☆<u>準用</u></p> <p>第157条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第183条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定</p>	<p>又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) ☆<u>準用</u></p> <p>第157条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第183条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定</p>
--	--	--

<p>定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>三 <u>厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 <u>厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 理美容代</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定める</u>ところによるものとする。</p>	<p>する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(3) <u>基準省令第161条第3項第3号に規定する平成12年厚生労働省告示第123号により厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第161条第3項第4号に規定する平成12年厚生労働省告示第123号により厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 理美容代</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>基準省令第161条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定める</u>ところによるものとする。</p>	<p>する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(3) <u>基準省令第161条第3項第3号に規定する平成12年厚生労働省告示第123号により厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第161条第3項第4号に規定する平成12年厚生労働省告示第123号により厚生労働大臣の定める</u>基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 理美容代</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>基準省令第161条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定める</u>ところによるものとする。</p>
--	---	---

<p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>準用</u></p> <p>第三条の二十 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第百六十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われ</p>	<p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>準用</u></p> <p>第22条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われ</p>	<p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>準用</u></p> <p>第22条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われ</p>
---	--	--

<p>なければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>自ら</u>その提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成) <u>☆準用</u> <u>第百三十八条</u> <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門</p>	<p>なければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る<u>とともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。</u></p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成) <u>☆準用</u> <u>第160条</u> <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門</p>	<p>なければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る<u>とともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。</u></p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成) <u>☆準用</u> <u>第160条</u> <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門</p>
--	---	---

<p>員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当</p>	<p>員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当</p>	<p>員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当</p>
---	---	---

<p>者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、<u>必要に応じて</u>地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>二 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準</p>	<p>者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、<u>必要に応じて</u>、地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準</p>	<p>者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、<u>必要に応じて</u>、地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準</p>
---	--	--

<p>用する。 (介護)</p> <p>第百六十三条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡<small>じよくそう</small>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、</p>	<p>用する。 (介護)</p> <p>第185条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、</p>	<p>用する。 (介護)</p> <p>第185条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、</p>
---	---	---

<p>常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (食事)</p> <p>第百六十四条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 (相談及び援助) ☆準用</p> <p>第百四十一条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p>	<p>常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (食事)</p> <p>第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。 (相談及び援助) ☆準用</p> <p>第163条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、必要に応じ、入所者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p>	<p>常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (食事)</p> <p>第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。 (相談及び援助) ☆準用</p> <p>第163条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、必要に応じ、入所者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p>
--	--	--

第百六十五条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
(機能訓練) ☆準用

第百四十三条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。
(健康管理) ☆準用

第百四十四条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。
(入所者の入院期間中の取扱い) ☆準用

第百四十五条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、

第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
(機能訓練) ☆準用

第165条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。
(健康管理) ☆準用

第166条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
(入所者の入院期間中の取扱い) ☆準用

第167条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、

第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
(機能訓練) ☆準用

第165条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。
(健康管理) ☆準用

第166条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
(入所者の入院期間中の取扱い) ☆準用

第167条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、

は、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

第三条の二十六 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理) ☆準用

第四百四十六条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(利用者に関する本市への通知) ☆準用

第29条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理) ☆準用

第168条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(利用者に関する本市への通知) ☆準用

第29条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理) ☆準用

第168条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

<p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p><u>第五十三条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人</u></p>	<p>(規則)</p> <p>第7条 条例第64条第3項、第68条第3項、第133条第2項及び第168条第2項（第191条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p><u>第74条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人</u></p>	<p>(規則)</p> <p>第7条 条例第64条第3項、第68条第3項、第133条第2項及び第168条第2項（第191条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設</p> <p>イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業</p> <p>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p><u>第74条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人</u></p>
---	--	--

<p><u>人福祉施設</u>の従業者の管理及び<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の管理者は、当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の従業者に<u>第七章第五節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (計画担当介護支援専門員の責務) ☆<u>準用</u></p> <p><u>第百四十七条</u> 計画担当介護支援専門員は、<u>第百六十二条</u>において<u>準用する第百三十八条</u>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>五 <u>第百六十二条第七項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに</p>	<p><u>福祉施設</u>の従業者の管理及び<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の管理者は、当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の従業者に<u>第8章第5節第3款</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (計画担当介護支援専門員の責務) ☆<u>準用</u></p> <p><u>第169条</u> 計画担当介護支援専門員は、<u>第1.9.1条</u>において<u>準用する第1.6.0条</u>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>(4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>(5) <u>第1.8.4条第7項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに</p>	<p><u>福祉施設</u>の従業者の管理及び<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の管理者は、当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の従業者に<u>第8章第5節第3款</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (計画担当介護支援専門員の責務) ☆<u>準用</u></p> <p><u>第169条</u> 計画担当介護支援専門員は、<u>第1.9.1条</u>において<u>準用する第1.6.0条</u>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>(4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>(5) <u>第1.8.4条第7項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに</p>
---	---	---

<p>に緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p><u>六 第六十九条</u>において準用する<u>第三十七条第二項</u>に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p><u>七 第六十九条</u>において準用する<u>第五十五条第三項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第六十六条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 入居定員</p> <p>四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>五 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>七 非常災害対策</u></p> <p><u>八 その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p><u>第六十七条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たって</p>	<p>緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p><u>(6) 第191条</u>において準用する<u>第177条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。</p> <p><u>(7) 第191条</u>において準用する<u>第39条第2項</u>に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第188条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>(7) 事故発生の防止及び発生時の対応</u></p> <p><u>(8) 非常災害対策</u></p> <p><u>(9) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</u></p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 成年後見制度の活用支援</u></p> <p><u>(12) 苦情解決体制の整備</u></p> <p><u>(13) その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p><u>第189条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め、<u>その勤務の実績とともに記録</u>しておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たって</p>	<p>緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p><u>(6) 第191条</u>において準用する<u>第177条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。</p> <p><u>(7) 第191条</u>において準用する<u>第39条第2項</u>に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第188条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>(7) 事故発生の防止及び発生時の対応</u></p> <p><u>(8) 非常災害対策</u></p> <p><u>(9) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</u></p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 成年後見制度の活用支援</u></p> <p><u>(12) 苦情解決体制の整備</u></p> <p><u>(13) その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p><u>第189条</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め、<u>その勤務の実績とともに記録</u>しておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たって</p>
---	--	--

<p>は、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、<u>次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</u></p> <p>一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><u>3</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入</p>	<p>は、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、<u>次に定める職員配置を行わなければならない。</u></p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><u>(4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上(2ユニット以下のときは1人以上)の者は、規則で定めるものとする。この場合において、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設と当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設するユニット型指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第173条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。)又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)とは、同一の施設とみなすことができる。</u></p> <p>〈規則〉 第12条 条例第189条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。</p> <p><u>3</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入</p>	<p>は、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、<u>次に定める職員配置を行わなければならない。</u></p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><u>(4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上(2ユニット以下のときは1人以上)の者は、規則で定めるものとする。この場合において、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設と当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設するユニット型指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第173条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。)又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)とは、同一の施設とみなすことができる。</u></p> <p>〈規則〉 第12条 条例第189条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。</p> <p><u>3</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入</p>
---	--	--

<p>所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p><u>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための<u>研修の機会を確保しなければならない。</u></u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p><u>第百六十八条</u> <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> (非常災害対策) <u>☆準用</u></p> <p><u>第五十七条</u> <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p>	<p>所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p><u>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のために<u>研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</u></u></p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p><u>第190条</u> <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> (非常災害対策) <u>☆準用</u></p> <p><u>第78条</u> <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p> <p><u>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</u></p> <p><u>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効</u></p>	<p>所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p><u>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のために<u>研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</u></u></p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p><u>第190条</u> <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> (非常災害対策) <u>☆準用</u></p> <p><u>第78条</u> <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p> <p><u>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</u></p> <p><u>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効</u></p>
--	---	---

<p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第百五十一条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号</u>に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための</p>	<p><u>性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、地域密着型サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第173条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に</u>掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための</p>	<p><u>性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、地域密着型サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第173条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に</u>掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための</p>
---	---	---

<p>研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、<u>別に厚生労働大臣が定める</u>感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(協力病院等) <u>☆準用</u></p> <p><u>第百五十二条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(揭示) <u>☆準用</u></p> <p><u>第三条の三十二 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) <u>☆準用</u></p> <p><u>第百五十三条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入</p>	<p>研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、<u>基準省令第151条第2項第4号に規定する平成18年厚生労働省告示第268号により厚生労働大臣が定める</u>感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(協力病院等) <u>☆準用</u></p> <p><u>第174条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(揭示) <u>☆準用</u></p> <p><u>第35条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) <u>☆準用</u></p> <p><u>第175条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入</p>	<p>研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、<u>基準省令第151条第2項第4号に規定する平成18年厚生労働省告示第268号により厚生労働大臣が定める</u>感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(協力病院等) <u>☆準用</u></p> <p><u>第174条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(揭示) <u>☆準用</u></p> <p><u>第35条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) <u>☆準用</u></p> <p><u>第175条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入</p>
--	---	---

<p>所者の同意を得ておこななければならない。 (広告) ☆準用</p> <p>第三条の三十四 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止) ☆準用</p> <p>第一百五十四条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情処理) ☆準用</p> <p>第三条の三十六 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又</p>	<p>所者の同意を得ておこななければならない。 (広告) ☆準用</p> <p>第37条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止) ☆準用</p> <p>第176条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情処理) ☆準用</p> <p>第39条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本</p>	<p>所者の同意を得ておこななければならない。 (広告) ☆準用</p> <p>第37条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止) ☆準用</p> <p>第176条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情処理) ☆準用</p> <p>第39条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本</p>
--	---	---

<p>は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (地域との連携等) ☆準用</p> <p>第八十五条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する市町村の職員又は当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において</p>	<p>市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (地域との連携等) ☆準用</p> <p>第107条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該ユニット型地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し運営状況を報告し、</p>	<p>市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (地域との連携等) ☆準用</p> <p>第107条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該ユニット型地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し運営状況を報告し、</p>
---	---	---

<p>「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し<u>運営状況</u>を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、その事業の運営に当たっては、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に関する利用者からの苦情に関して、<u>市町村等</u>が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の<u>市町村</u>が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) ☆<u>準用</u> 第百五十五条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次の各号</u>に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を<u>通じた</u>改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、</p>	<p>運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、その事業の運営に当たっては、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に関する利用者からの苦情に関して、<u>本市等</u>が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の<u>本市</u>が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) ☆<u>準用</u> 第177条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次に</u>定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を<u>通じた</u>改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、</p>	<p>運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、その事業の運営に当たっては、提供した<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>に関する利用者からの苦情に関して、<u>本市等</u>が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の<u>本市</u>が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) ☆<u>準用</u> 第177条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次に</u>定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を<u>通じた</u>改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、</p>
--	---	---

<p>入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに<u>市町村</u>、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) ☆準用</p> <p><u>第三条の三十九 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>ごとに経理を区分するとともに、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備) ☆準用</p> <p><u>第一百五十六条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p> <p>一 地域密着型施設サービス計画</p> <p>二 <u>第百六十九条</u>において準用する<u>第百三十五条第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第百六十二条第七項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに</p>	<p>入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに<u>本市</u>、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) ☆準用</p> <p><u>第42条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>ごとに経理を区分するとともに、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備) ☆準用</p> <p><u>第178条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第191条</u>において準用する<u>第157条第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第184条第7項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに</p>	<p>入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに<u>本市</u>、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) ☆準用</p> <p><u>第42条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>ごとに経理を区分するとともに、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備) ☆準用</p> <p><u>第178条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第191条</u>において準用する<u>第157条第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第184条第7項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに</p>
--	--	--

<p>に緊急やむを得ない理由の記録</p> <p><u>四 第百六十九条</u>において準用する<u>第三条の二十六</u>に規定する<u>市町村</u>への通知に係る記録</p> <p><u>五 第百六十九条</u>において準用する<u>第三条の三十六</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p><u>六 第百六十九条</u>において準用する<u>前条第三項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>七</u> 次条において準用する<u>第八十五条</u>第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第百六十九条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十九、第五十三条、第五十七条、第八十五条第一項から第四項まで、第百三十三条から第百三十五条まで、第百三十八条、第百四十一条、第百四十三条から第百四十七条まで及び第百五十一条から第百五十六条</u>までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、<u>第三条の七</u>第一項中「<u>第三条の二十九</u>に規定する運営規程」とあるのは「<u>第百六十六条</u>に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第三条の十一</u>第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合</p>	<p>緊急やむを得ない理由の記録</p> <p><u>(4) 第189条第1項</u>に規定する勤務の体制等の記録</p> <p><u>(5) 第1.9.1条</u>において準用する<u>前条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p><u>(6) 第1.9.1条</u>において準用する<u>第2.9条</u>に規定する<u>本市</u>への通知に係る記録</p> <p><u>(7) 第1.9.1条</u>において準用する<u>第3.9条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p><u>(8) 法第40条</u>に規定する介護給付及び<u>第1.8.3条第1項から第3項</u>までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第1.9.1条 第9条、第10条、第12条、第13条、第2.2条、第2.9条、第3.5条、第3.7条、第3.9条、第4.2条、第7.4条、第7.8条、第10.7条</u>第1項から第4項まで、<u>第1.5.5条から第1.5.7条</u>まで、<u>第1.6.0条、第1.6.3条、第1.6.5条</u>から<u>第1.6.9条</u>まで及び<u>第1.7.3条から第1.7.8条</u>までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、<u>第9条</u>第1項中「<u>第3.2条</u>に規定する運営規程」とあるのは「<u>第1.8.8条</u>に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第1.3条</u>第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第3.5条</u>中「<u>運営規程</u>」と</p>	<p>緊急やむを得ない理由の記録</p> <p><u>(4) 第189条第1項</u>に規定する勤務の体制等の記録</p> <p><u>(5) 第1.9.1条</u>において準用する<u>前条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p><u>(6) 第1.9.1条</u>において準用する<u>第2.9条</u>に規定する<u>本市</u>への通知に係る記録</p> <p><u>(7) 第1.9.1条</u>において準用する<u>第3.9条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p><u>(8) 法第40条</u>に規定する介護給付及び<u>第1.8.3条第1項から第3項</u>までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p><u>(9)</u> 次条において準用する<u>第10.7条</u>第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第1.9.1条 第9条、第10条、第12条、第13条、第2.2条、第2.9条、第3.5条、第3.7条、第3.9条、第4.2条、第7.4条、第7.8条、第10.7条</u>第1項から第4項まで、<u>第1.5.5条から第1.5.7条</u>まで、<u>第1.6.0条、第1.6.3条、第1.6.5条</u>から<u>第1.6.9条</u>まで及び<u>第1.7.3条から第1.7.8条</u>までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、<u>第9条</u>第1項中「<u>第3.2条</u>に規定する運営規程」とあるのは「<u>第1.8.8条</u>に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第1.3条</u>第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第3.5条</u>中「<u>運営規程</u>」と</p>
---	--	---

であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、第八十五条第一項から第四項まで第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第四百四十七条中「第百三十八条」とあるのは「第百六十九条において準用する第百三十八条」と、同条第五号中「第百三十七条第五項」とあるのは「第百六十二条第七項」と、同条第六号中「第百五十七条」とあるのは「第百六十九条」と、同条第七号中「第百五十五条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する第百五十五条第三項」と、第百五十六条第二項第二号中「第百三十五条第二項」とあるのは「第百六十九条において準用する第百三十五条第二項」と、同項第三号中「第百三十七条第五項」とあるのは「第百六十二条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第百六十九条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十七年一月十六日厚生労働省令第四号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行

あるのは「重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第八章第五節第三款」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「運営状況」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、同条第7号中「第179条」とあるのは「第191条」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号中「第171条第1項」とあるのは「第189条第1項」と、同項第5号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と、同項第6号及び第7号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第8号中「第158条第1項から第3項」とあるのは「第183条第1項から第3項」と読み替えるものとする。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第5条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定により

あるのは「重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第八章第五節第三款」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「運営状況」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、同条第7号中「第179条」とあるのは「第191条」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号中「第171条第1項」とあるのは「第189条第1項」と、同項第5号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と、同項第6号及び第7号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第8号中「第158条第1項から第3項」とあるのは「第183条第1項から第3項」と読み替えるものとする。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第5条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定により

<p>する。</p>	<p>なおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則<u>第7条</u>において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、<u>第154条第1項第7号ア</u>の規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p><u>第6条</u> 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、<u>第154条第1項第7号ア</u>の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</u></p>	<p>なおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則<u>第7条</u>において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、<u>第154条第1項第7号ア</u>の規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p><u>第6条</u> 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、<u>第154条第1項第7号ア</u>の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</u></p>
------------	--	--

	<p>(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>第7条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>第9条 施行日において現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(施行日後に増築され、又は全面的に</p>	<p>(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>第7条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>第9条 施行日において現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(施行日後に増築され、又は全面的に</p>
--	--	--

	<p><u>改築された部分を除く。)</u>について、<u>第154条第1項第1号アの規定を適用する場合においては、同号ア中「1人とすること。ただし、規則で定める入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。</u></p> <p><u>第10条 施行日において現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)</u>については、<u>第154条第1項第3号又は第182条第1項第2号の規定にかかわらず、基準省令第132条第1項第3号又は第160条第1項第2号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第11条 施行日において現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)</u>については、<u>第154条第1項第5号の規定にかかわらず、基準省令第132条第1項第5号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第12条 施行日において現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)</u>については、<u>第154条第1項第7号イの規定は、適用しない。</u></p> <p><u>第13条 第189条第2項第4号の規定の適用については、当分の間、同号中「前号のユニットリーダー」とあるのは「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者及び従業者」とする。</u></p> <p><u>第14条 施行日において現に本市の指定を受けている地域密着型サービス事業者であって、当該指定に係る事業所が他市町村に所在するものについての法第78条の2第4項第1号並びに第78条の4第1項</u></p>	<p><u>改築された部分を除く。)</u>について、<u>第154条第1項第1号アの規定を適用する場合においては、同号ア中「1人とすること。ただし、規則で定める入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。</u></p> <p><u>第10条 施行日において現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)</u>については、<u>第154条第1項第3号又は第182条第1項第2号の規定にかかわらず、基準省令第132条第1項第3号又は第160条第1項第2号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第11条 施行日において現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)</u>については、<u>第154条第1項第5号の規定にかかわらず、基準省令第132条第1項第5号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第12条 施行日において現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)</u>については、<u>第154条第1項第7号イの規定は、適用しない。</u></p> <p><u>第13条 第189条第2項第4号の規定の適用については、当分の間、同号中「前号のユニットリーダー」とあるのは「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者及び従業者」とする。</u></p> <p><u>第14条 施行日において現に本市の指定を受けている地域密着型サービス事業者であって、当該指定に係る事業所が他市町村に所在するものについての法第78条の2第4項第1号並びに第78条の4第1項</u></p>
--	---	---

	<p><u>及び第2項の規定による基準（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）の適用については、この条例の規定にかかわらず、当該他市町村が条例で定める指定地域密着型サービス基準をもってこの条例による指定地域密着型サービス基準とみなす。</u></p> <p><u>2 前項に該当する事業者に係る第130条において準用する第41条の規定の適用については、同条第1項中「利用者」とあるのは「本市の被保険者である利用者」とする。</u></p> <p><u>附 則（平成26年3月25日岡山市条例第30号）</u></p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p><u>及び第2項の規定による基準（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）の適用については、この条例の規定にかかわらず、当該他市町村が条例で定める指定地域密着型サービス基準をもってこの条例による指定地域密着型サービス基準とみなす。</u></p> <p><u>2 前項に該当する事業者に係る第130条において準用する第41条の規定の適用については、同条第1項中「利用者」とあるのは「本市の被保険者である利用者」とする。</u></p> <p><u>附 則（平成26年3月25日岡山市条例第30号）</u></p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p><u>附 則（平成27年3月 日岡山市条例第 号）</u> (施行期日)</p> <p>第1条 この<u>条例</u>は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
--	--	--

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(短期入所生活介護関係部分)

(凡例)

今回改正した部分・・・網かけ (施行日 平成27年4月1日)

省令と岡山市条例の異なる部分・・・赤文字赤下線

準用する部分・・・青文字青下線 (点線)

省令 (新)	岡山市条例 (旧)	岡山市条例 (新) 案
<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(平成十一年三月三十一日) (厚生省令第三十七号)</p> <p>一部改正 (平成二十七年一月十六日) (厚生労働省令第四号)</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p>第一条 <u>基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法 (平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)</u> 第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスそれぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p>	<p><u>岡山市</u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 岡山市条例 第85号</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u> 第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、<u>法第70条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスそれぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p>	<p><u>岡山市</u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 岡山市条例 第85号</p> <p>一部改正 平成27年3月 日 岡山市条例 第 号</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u> 第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、<u>法第70条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスそれぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p>

<p>三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p>	<p>(3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p><u>(8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。</u></p> <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p><u>第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指</u></p>	<p>(3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p><u>(8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。</u></p> <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p><u>第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指</u></p>
---	---	---

<p><u>第三条</u> 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p><u>2</u> 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（<u>特別区を含む。以下同じ。</u>）、<u>他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</u></p> <p>第二章～第八章（略）</p>	<p><u>導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、<u>岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</u></p> <p><u>3</u> 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p><u>4</u> 指定居宅サービス事業者は、<u>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、<u>地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p><u>6</u> 指定居宅サービス事業者は、<u>地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</u></p> <p>第二章～第八章（略）</p>	<p><u>導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、<u>岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</u></p> <p><u>3</u> 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p><u>4</u> 指定居宅サービス事業者は、<u>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、<u>地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p><u>6</u> 指定居宅サービス事業者は、<u>地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</u></p> <p>第二章～第八章（略）</p>
---	---	---

<p>第九章 短期入所生活介護 第一節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第百二十条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第百二十一条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第百二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営され</p>	<p>第九章 短期入所生活介護 第1節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第149条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第150条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第132条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に</p>	<p>第九章 短期入所生活介護 第1節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第149条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第150条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第132条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に</p>
---	--	--

<p>ている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十八条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 医師 一人以上</p> <p>二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上</p> <p>三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上</p> <p>四 栄養士 一人以上</p> <p>五 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p>	<p>運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第167条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 医師 1人以上</p> <p>(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p>	<p>運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第167条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 医師 1人以上</p> <p>(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p>
---	--	--

<p>3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、<u>推定数による。</u></p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、<u>老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する</u>特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>	<p>3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、<u>推定数とする。</u></p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>	<p>3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、<u>推定数とする。</u></p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>
<p><u>5</u> 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。</p> <p><u>6</u> 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営む<u>のに</u>必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p><u>5</u> 第一項第二号の生活相談員は、<u>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則>（生活相談員） 第6条第2項 条例第150条第5項に規定する規則で定める者は、<u>介護支援専門員とする。</u></p>	<p><u>5</u> 第一項第二号の生活相談員は、<u>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則>（生活相談員） 第6条第2項 条例第150条第5項に規定する規則で定める者は、<u>介護支援専門員とする。</u></p>
<p><u>6</u> 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。</p> <p><u>7</u> 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営む<u>ために</u>必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者<u>であって、規則で定めるもの</u>とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p><u>6</u> 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。</p> <p><u>7</u> 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営む<u>ために</u>必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者<u>であって、規則で定めるもの</u>とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p><u>6</u> 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。</p> <p><u>7</u> 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営む<u>ために</u>必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者<u>であって、規則で定めるもの</u>とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>

<p>7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準<u>第百二十九条</u>第一項から<u>第六項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p><u>第百二十二条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p><規則> (機能訓練指導員)</p> <p>第7条 条例第150条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準<u>条例第133条</u>第1項から<u>第7項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p><u>第151条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則> (管理者)</p> <p>第8条 条例第151条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が</p>	<p><規則> (機能訓練指導員)</p> <p>第7条 条例第150条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準<u>条例第133条</u>第1項から<u>第7項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p><u>第151条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則> (管理者)</p> <p>第8条 条例第151条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p>
---	--	---

<p>第三節 設備に関する基準 (利用定員等)</p> <p>第百二十三条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第百四十条の四）に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、</p>	<p>通算して2年以上である者 (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p>第三節 設備に関する基準 (利用定員等)</p> <p>第152条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第150条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第173条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、</p>	<p>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設 イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業 ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設 (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p>第三節 設備に関する基準 (利用定員等)</p> <p>第152条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第150条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第173条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、</p>
---	--	---

っては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

- 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準**第百三十一条**第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、**第百四十条**において準用する**第百三条**に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定

前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

- 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準**条例第135条**第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第153条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第170条において準用する**第112条第1項**に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

- 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準**条例第135条**第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第153条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第170条において準用する**第112条第1項**に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

<p>めること。</p> <p>ロ <u>第百四十条</u>において準用する<u>第百三条</u>に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u></p> <p>一 <u>スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</u></p> <p>二 <u>非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</u></p> <p>三 <u>避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</u></p> <p><u>3 指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設</u></p>	<p>イ <u>第170条</u>において準用する<u>第112条第3項</u>に規定する訓練については、同条<u>第1項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p><u>2 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び</u></p>	<p>イ <u>第170条</u>において準用する<u>第112条第3項</u>に規定する訓練については、同条<u>第1項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p><u>2 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び</u></p>
---	---	---

<p>等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 居室 二 食堂 三 機能訓練室 四 浴室 五 便所 六 洗面設備 七 医務室 八 静養室 九 面談室 十 介護職員室 十一 看護職員室 十二 調理室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室 <p>4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5 <u>第百二十一条</u>第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、<u>第三項</u>及び<u>第七項第一号</u>の規定にかかわらず、<u>老人福祉法に規定する</u></p>	<p>当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面設備 (7) 医務室 (8) 静養室 (9) 面談室 (10) 介護職員室 (11) 看護職員室 (12) 調理室 (13) 洗濯室又は洗濯場 (14) 汚物処理室 (15) 介護材料室 <p>3 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>4 <u>第150条</u>第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、<u>第2項</u>及び<u>第6項第1号</u>の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとし</p>	<p>当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面設備 (7) 医務室 (8) 静養室 (9) 面談室 (10) 介護職員室 (11) 看護職員室 (12) 調理室 (13) 洗濯室又は洗濯場 (14) 汚物処理室 (15) 介護材料室 <p>3 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>4 <u>第150条</u>第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、<u>第2項</u>及び<u>第6項第1号</u>の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとし</p>
---	--	--

<p>特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、<u>四人以下</u>とすること。</p> <p>ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p>	<p>て必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>5 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 一の居室の定員は、<u>1人</u>とすること。<u>ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則> (居室)</p> <p>第9条 条例第153条第5項第1号アただし書に規定する規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合</p> <p>(2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合</p> <p>ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。</p> <p>イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。</p> <p>ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。</p> </div> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、10・65平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p>	<p>て必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>5 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 一の居室の定員は、<u>1人</u>とすること。<u>ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則> (居室)</p> <p>第9条 条例第153条第5項第1号アただし書に規定する規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合</p> <p>(2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合</p> <p>ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。</p> <p>イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。</p> <p>ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。</p> </div> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、10・65平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p>
---	--	--

<p>二 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p>	<p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保<u>することが</u>でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保<u>することができる</u>場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>ウ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。</u></p> <p><規則> (食堂) 第10条 条例第153条第5項第2号ウただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。</p>	<p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保<u>することが</u>でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保<u>することができる</u>場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>ウ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。</u></p> <p><規則> (食堂) 第10条 条例第153条第5項第2号ウただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。</p>
<p>三 浴室</p>	<p><u>エ 必要な備品を備えること。</u></p> <p>(3) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、</u> <u>プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p>	<p><u>エ 必要な備品を備えること。</u></p> <p>(3) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、</u> <u>プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p>

<p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所</p> <p>要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則> (浴室)</p> <p>第11条 条例第153条第5項第3号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> <p>(4) 便所</p> <p><u>ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</u></p> <p><u>イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとする。</u></p> <p><u>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則> (便所)</p> <p>第12条 条例第153条第5項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p>	<p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則> (浴室)</p> <p>第11条 条例第153条第5項第3号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> <p>(4) 便所</p> <p><u>ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</u></p> <p><u>イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとする。</u></p> <p><u>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則> (便所)</p> <p>第12条 条例第153条第5項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p>
---	--	--

<p>五 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。 ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百三十二条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第四節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第百二十五条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十七条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に</p>	<p>(5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。 ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第136条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第154条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第166条に規定する重要事項に関する規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービ</p>	<p>(5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。 ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第136条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第154条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第166条に規定する重要事項に関する規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービ</p>
---	---	---

<p>資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (指定短期入所生活介護の開始及び終了)</p> <p>第二百二十六条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第九条 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p>	<p>スの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (指定短期入所生活介護の開始及び終了)</p> <p>第155条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むために支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第9条 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p>	<p>スの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (指定短期入所生活介護の開始及び終了)</p> <p>第155条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むために支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第9条 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p>
--	---	---

第十条 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認） ☆準用

第十一条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助） ☆準用

第十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとき

第10条 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第8条第23項に規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認） ☆準用

第11条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助） ☆準用

第12条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとき

第10条 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第8条第23項に規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認） ☆準用

第11条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助） ☆準用

第12条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとき

は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第十三条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用

第十五条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第十六条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅サー

は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年岡山市条例第31号)第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用

第15条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第16条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅サー

は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年岡山市条例第31号)第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用

第15条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第16条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅サー

<p>ビス計画（<u>施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。</u>）が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>指定短期入所生活介護</u>を提供しなければならない。</p> <p>（サービスの提供の記録） ☆準用</p> <p>第十九条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、当該<u>指定短期入所生活介護</u>の提供日及び内容、当該<u>指定短期入所生活介護</u>について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p><u>第二百二十七条</u> <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当する<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該<u>指定短期入所生活介護</u>に係る居宅介護サービス費用基準額から当該<u>指定短期入所生活介護</u>事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、<u>指定短期入所生活介護</u>に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>ビス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>指定短期入所生活介護</u>を提供しなければならない。</p> <p>（サービスの提供の記録） ☆準用</p> <p>第19条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、当該<u>指定短期入所生活介護</u>の提供日及び内容、当該<u>指定短期入所生活介護</u>について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p><u>第156条</u> <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当する<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該<u>指定短期入所生活介護</u>に係る居宅介護サービス費用基準額から当該<u>指定短期入所生活介護</u>事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、<u>指定短期入所生活介護</u>に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>ビス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>指定短期入所生活介護</u>を提供しなければならない。</p> <p>（サービスの提供の記録） ☆準用</p> <p>第19条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、当該<u>指定短期入所生活介護</u>の提供日及び内容、当該<u>指定短期入所生活介護</u>について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p><u>第156条</u> <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当する<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該<u>指定短期入所生活介護</u>に係る居宅介護サービス費用基準額から当該<u>指定短期入所生活介護</u>事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、<u>指定短期入所生活介護</u>に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>
---	---	---

<p>3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、<u>次の各号に掲げる費用の額の支払</u>を利用者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（<u>厚生労働大臣が別に定める場合</u>を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活に</p>	<p>3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) <u>基準省令第127条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第127条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（<u>基準省令第127条第3項第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号により厚生労働大臣が定める場合</u>を除く。）</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活に</p>	<p>3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) <u>基準省令第127条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第127条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（<u>基準省令第127条第3項第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号により厚生労働大臣が定める場合</u>を除く。）</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活に</p>
--	---	---

<p>おいても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第二十一条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第百二十八条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介</p>	<p>おいても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>基準省令第127条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第21条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第157条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介</p>	<p>おいても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>基準省令第127条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第21条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第157条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介</p>
---	--	--

<p>護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、<u>自ら</u>その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（短期入所生活介護計画の作成）</p> <p>第百二十九条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入</p>	<p>護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（短期入所生活介護計画の作成）</p> <p>第158条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入</p>	<p>護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（短期入所生活介護計画の作成）</p> <p>第158条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入</p>
--	--	--

<p>所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第百三十条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第百三十一条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な</p>	<p>所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第159条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第160条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な</p>	<p>所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第159条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第160条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な</p>
---	--	--

<p>限り離床して、食堂で食事を<u>摂る</u>ことを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第百三十二条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第百三十三条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第百三十四条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第百三十五条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第二十六条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに<u>指定短期入所生活介護</u>の利用</p>	<p>限り離床して、食堂で食事を<u>とる</u>ことを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第161条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第162条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>第163条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p><u>2 指定短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</u></p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第164条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第27条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに<u>指定短期入所生活介護</u>の利用</p>	<p>限り離床して、食堂で食事を<u>とる</u>ことを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第161条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第162条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第163条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p><u>2 指定短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</u></p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第164条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第27条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに<u>指定短期入所生活介護</u>の利用</p>
--	---	---

<p>に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第百三十六条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第五十二条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員(第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の送迎の実施地域</p>	<p>に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第57条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に第9章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第166条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員(第150条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の送迎の実施地域</p>	<p>に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第57条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に第9章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第166条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員(第150条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の送迎の実施地域</p>
--	---	---

<p>六 サービス利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策</p> <p><u>九</u> その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) ☆準用</p> <p><u>第百一条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所</u>ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>短期入所生活介護従業者</u>の資質の向上のために、<u>その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p><u>第百三十八条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 <u>第百二十一条</u>第二項の適用を受ける特別養護老人</p>	<p>(6) サービス利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時、<u>事故発生時</u>等における対応方法 (8) 非常災害対策 <u>(9) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</u> <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 成年後見制度の活用支援</u> <u>(12) 苦情解決体制の整備</u> <u>(13) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等) ☆準用</p> <p><u>第110条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、<u>その勤務の実績とともに記録しておく</u>なければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所</u>ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>短期入所生活介護従業者</u>の資質の向上のために<u>研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>短期入所生活介護従業者</u>の計画的な人材育成に努めなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p><u>第167条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第150条</u>第2項の適用を受ける特別養護老人</p>	<p>(6) サービス利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時、<u>事故発生時</u>等における対応方法 (8) 非常災害対策 <u>(9) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</u> <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 成年後見制度の活用支援</u> <u>(12) 苦情解決体制の整備</u> <u>(13) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等) ☆準用</p> <p><u>第110条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、<u>その勤務の実績とともに記録しておく</u>なければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所</u>ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>短期入所生活介護従業者</u>の資質の向上のために<u>研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>短期入所生活介護従業者</u>の計画的な人材育成に努めなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p><u>第167条</u> 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第150条</u>第2項の適用を受ける特別養護老人</p>
---	--	--

<p>人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（<u>指定居宅介護支援等基準第二条第一項</u>に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p>（非常災害対策） ☆準用</p> <p><u>第百三条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、<u>定期的に避難、救出</u>その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>（非常災害対策） ☆準用</p> <p><u>第112条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応</u>に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び<u>関係者との連携</u>の体制を整備し、それら<u>の内容（次項において「計画等」という。）</u>を定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p><u>2 指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</p> <p><u>3 指定短期入所生活介護事業者</u>は、非常災害に備えるため、<u>第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練</u>その他必要な訓練を、<u>その実効性を確保しつつ、定期的に行</u>わなければならない。</p>	<p>ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（<u>指定居宅介護支援等基準条例第五条第一項</u>に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p>（非常災害対策） ☆準用</p> <p><u>第112条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応</u>に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び<u>関係者との連携</u>の体制を整備し、それら<u>の内容（次項において「計画等」という。）</u>を定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p><u>2 指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</p> <p><u>3 指定短期入所生活介護事業者</u>は、非常災害に備えるため、<u>第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練</u>その他必要な訓練を、<u>その実効性を確保しつつ、定期的に行</u>わなければならない。</p>
---	--	--

<p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第百四条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該<u>指定短期入所生活介護事業所</u>において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第三十二条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所</u>の見やすい場所に、<u>運営規程</u>の概要、<u>短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第三十三条 <u>指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該<u>指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じ</p>	<p><u>4 指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>非常災害時</u>における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>5 指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>非常災害時</u>において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第113条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該<u>指定短期入所生活介護事業所</u>において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第34条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所</u>の見やすい場所に、<u>重要事項に関する規程</u>の概要、<u>短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第35条 <u>指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該<u>指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じ</p>	<p><u>4 指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>非常災害時</u>における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>5 指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>非常災害時</u>において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第113条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該<u>指定短期入所生活介護事業所</u>において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第34条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所</u>の見やすい場所に、<u>重要事項に関する規程</u>の概要、<u>短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第35条 <u>指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該<u>指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じ</p>
---	---	---

<p>なければならない。</p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p><u>第三十四条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所</u>について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p><u>第三十五条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p><u>第三十六条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>指定短期入所生活介護</u>に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>指定短期入所生活介護</u>に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p><u>第36条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所</u>について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p><u>第37条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p><u>第38条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>指定短期入所生活介護</u>に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>指定短期入所生活介護</u>に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p><u>第36条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護事業所</u>について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p><u>第37条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p><u>第38条 指定短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>指定短期入所生活介護</u>に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>指定短期入所生活介護</u>に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助</p>
---	---	---

<p>助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>（地域等との連携）</p> <p>第百三十九条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。</p> <p>（地域との連携） ☆準用</p> <p>第三十六条の二 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（事故発生時の対応） ☆準用</p> <p>第三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が</p>	<p>言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>（地域等との連携）</p> <p>第168条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。</p> <p>（地域との連携） ☆準用</p> <p>第39条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（事故発生時の対応） ☆準用</p> <p>第40条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発</p>	<p>言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>（地域等との連携）</p> <p>第168条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。</p> <p>（地域との連携） ☆準用</p> <p>第39条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（事故発生時の対応） ☆準用</p> <p>第40条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発</p>
---	--	--

<p>発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) ☆準用</p> <p>第三十八条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第百三十九条の二 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 短期入所生活介護計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百二十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p>	<p>生じた場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) ☆準用</p> <p>第41条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第169条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 短期入所生活介護計画</p> <p>(2) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p>	<p>生じた場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分) ☆準用</p> <p>第41条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第169条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 短期入所生活介護計画</p> <p>(2) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p>
--	---	---

<p>五 次条において準用する<u>第三十六条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する<u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第四百十条</u> 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、<u>第二十六条</u>、<u>第三十二条</u>から<u>第三十八条</u>まで、<u>第五十二条</u>、<u>第一百一条</u>、<u>第一百三三条</u>及び<u>第一百四条</u>は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三十二条</u>中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、<u>第一百一条</u>第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p><u>第四百十条の二</u> 第一節、<u>第三節</u>及び<u>前節</u>の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利</p>	<p>(5) 次条において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置についての記録</p> <p><u>(7) 次条において準用する第110条第1項に規定する勤務の体制等の記録</u></p> <p><u>(8) 法第40条に規定する介護給付及び第156条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第170条</u> 第九条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、<u>第27条</u>、<u>第34条</u>から<u>第41条</u>まで、<u>第57条</u>、<u>第110条</u>、<u>第112条</u>及び<u>第113条</u>は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条</u>中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、<u>第57条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第110条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p><u>第171条</u> 第1節及び<u>前2節</u>の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日</p>	<p>(5) 次条において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置についての記録</p> <p><u>(7) 次条において準用する第110条第1項に規定する勤務の体制等の記録</u></p> <p><u>(8) 法第40条に規定する介護給付及び第156条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第170条</u> 第九条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、<u>第27条</u>、<u>第34条</u>から<u>第41条</u>まで、<u>第57条</u>、<u>第110条</u>、<u>第112条</u>及び<u>第113条</u>は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条</u>中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、<u>第57条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第110条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p><u>第171条</u> 第1節及び<u>前2節</u>の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日</p>
--	--	--

用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百四十条の三 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

(利用定員等) ☆準用

第百二十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、**第百二十一条**第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所(**第百四十条の四**)に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介

常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第172条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

(利用定員等) ☆準用

第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、**第150条**第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所(**第173条**)に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介

常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第172条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

(利用定員等) ☆準用

第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、**第150条**第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所(**第173条**)に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介

護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準**第百三十一条**第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第百四十条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ **当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する**消防長又は消防署長と相談の上、**第百四十条の十三**において準用する**第百四十条**において準用する**第百三条**に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ **第百四十条の十三**において準用する**第百四十条**において準用する**第百三条**に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得るこ

護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準**条例第135条**第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第173条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。**以下この項において同じ。**）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 消防長又は**当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する**消防署長と相談の上、**第183条**において準用する**第170条**において準用する**第112条第1項**に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ **第183条**において準用する**第170条**において準用する**第112条第3項**に規定する訓練については、同条**第1項**に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得るこ

護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準**条例第135条**第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第173条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。**以下この項において同じ。**）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 消防長又は**当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する**消防署長と相談の上、**第183条**において準用する**第170条**において準用する**第112条第1項**に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ **第183条**において準用する**第170条**において準用する**第112条第3項**に規定する訓練については、同条**第1項**に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得るこ

<p>とができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u></p> <p><u>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</u></p> <p><u>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</u></p> <p><u>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</u></p> <p><u>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</u></p>	<p>とができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p><u>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、<u>第1号</u>のユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</u></p>	<p>とができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p><u>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、<u>第1号</u>のユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</u></p>
---	---	---

<p>一 ユニット 二 浴室 三 医務室 四 調理室 五 洗濯室又は洗濯場 六 汚物処理室 七 介護材料室</p> <p>4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5 <u>第二百一十一条</u>第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（<u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条</u>に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、<u>第三項</u>及び<u>第七項</u>第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>6 <u>第三項</u>各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット</p>	<p>(1) ユニット (2) 浴室 (3) 医務室 (4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 (7) 介護材料室</p> <p>3 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>4 <u>第150条</u>第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（<u>岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第77号）第33条</u>に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、<u>第2項</u>及び<u>第6項</u>第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>5 <u>第2項</u>各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p>	<p>(1) ユニット (2) 浴室 (3) 医務室 (4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 (7) 介護材料室</p> <p>3 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>4 <u>第150条</u>第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（<u>岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第77号）第33条</u>に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、<u>第2項</u>及び<u>第6項</u>第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>5 <u>第2項</u>各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p>
--	--	--

<p>イ 居室</p> <p>(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。<u>ただし</u>、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準<u>第百五十三条</u>第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準<u>第百五十一条</u>に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。<u>第百四十条の十二</u>において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。</p> <p>(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。<u>また</u>、ユニ</p>	<p>ア 居室</p> <p>(7) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。<u>この場合において</u>、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準<u>条例第157条</u>第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準<u>条例第155条</u>に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。<u>第182条</u>において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>(4) 利用者1人当たりの床面積は、10・65平方メートル以上とすること。</p>	<p>ア 居室</p> <p>(7) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。<u>この場合において</u>、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準<u>条例第157条</u>第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準<u>条例第155条</u>に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。<u>第182条</u>において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>(4) 利用者1人当たりの床面積は、10・65平方メートル以上とすること。</p>
--	--	--

<p>ットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。</p> <p><u>(4)</u> 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ニ 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 浴室</p>	<p><u>(エ)</u> ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。</p> <p><u>(オ)</u> 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(7) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(4) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p><u>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(2) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入</u></p>	<p><u>(エ)</u> ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。</p> <p><u>(オ)</u> 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(7) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(4) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p><u>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(2) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入</u></p>
---	--	--

<p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p><u>7</u> 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。 ただし、<u>中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）として差し支えない。</u></p> <p>二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p>	<p><u>室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保に足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則> (浴室)</p> <p>第11条 条例第173条第5項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> </div> <p><u>6</u> 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。 ただし、<u>ユニット内の廊下（中廊下を除く。）の幅は、円滑な避難に支障がないと認められる場合には、1. 5メートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p>	<p><u>室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保に足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則> (浴室)</p> <p>第11条 条例第173条第5項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> </div> <p><u>6</u> 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。 ただし、<u>ユニット内の廊下（中廊下を除く。）の幅は、円滑な避難に支障がないと認められる場合には、1. 5メートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p>
---	--	--

<p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百五十三条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第百四十条の五 第百二十三条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p>第三款 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第百二十五条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百四十条の十一に規定する重要事項に関する規程の概要、<u>ユニット型短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の開始及び終</p>	<p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第157条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第174条 第152条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p>第3款 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第154条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第180条に規定する重要事項に関する規程の概要、<u>ユニット型短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の開始及び終</p>	<p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第157条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第174条 第152条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p>第3款 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第154条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第180条に規定する重要事項に関する規程の概要、<u>ユニット型短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の開始及び終</p>
---	--	--

<p>了) ☆準用</p> <p>第二百二十六条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営む<u>の</u>に支障がある者を対象に、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供するものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅介護支援事業者<u>その他</u>保健医療サービス<u>又は</u>福祉サービスを提供する者との密接な連携により、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第九条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、正当な理由なく<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第十条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供することが困難であると認め</p>	<p>了) ☆準用</p> <p>第155条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営む<u>ため</u>に支障がある者を対象に、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供するものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅介護支援事業者、<u>地域包括支援センター</u>又は保健医療サービス<u>若しくは</u>福祉サービスを提供する者との密接な連携により、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、<u>短期入所生活介護</u>を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第9条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、正当な理由なく<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第10条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供することが困難であると</p>	<p>了) ☆準用</p> <p>第155条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営む<u>ため</u>に支障がある者を対象に、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供するものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅介護支援事業者、<u>地域包括支援センター</u>又は保健医療サービス<u>若しくは</u>福祉サービスを提供する者との密接な連携により、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、<u>短期入所生活介護</u>を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第9条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、正当な理由なく<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第10条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供することが困難であると</p>
--	--	--

<p>た場合は、当該利用申込者に係る<u>居宅介護支援事業者</u>への連絡、適当な他の<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第十一条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第十二条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p>	<p>認めた場合は、当該利用申込者に係る<u>居宅介護支援事業者</u>（法第8条第23項に規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第11条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第12条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p>	<p>認めた場合は、当該利用申込者に係る<u>居宅介護支援事業者</u>（法第8条第23項に規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第11条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第12条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p>
---	--	--

<p>第十三条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） ☆準用</p> <p>第十五条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） ☆準用</p> <p>第十六条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅サービス計画（<u>施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。</u>）が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供しなければならない。</p>	<p>第13条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年岡山市条例第31号）第16条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） ☆準用</p> <p>第15条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（<u>同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。</u>）の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） ☆準用</p> <p>第16条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供しなければならない。</p>	<p>第13条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年岡山市条例第31号）第16条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） ☆準用</p> <p>第15条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（<u>同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。</u>）の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） ☆準用</p> <p>第16条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供しなければならない。</p>
--	---	---

<p>(サービスの提供の記録) ☆準用</p> <p>第十九条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、当該<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供日及び内容、当該<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>について法第四十一条第六項の規定により利用者によって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第百四十条の六 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者によって支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の</p>	<p>(サービスの提供の記録) ☆準用</p> <p>第19条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、当該<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供日及び内容、当該<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>について法第41条第6項の規定により利用者によって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第175条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者によって支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の</p>	<p>(サービスの提供の記録) ☆準用</p> <p>第19条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、当該<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供日及び内容、当該<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>について法第41条第6項の規定により利用者によって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第175条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者によって支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の</p>
--	---	---

<p>支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（<u>厚生労働大臣が別に定める場合</u>を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活に</p>	<p>支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) <u>基準省令第140条の6第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第140条の6第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（<u>基準省令第140条の6第3項第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号により厚生労働大臣が定める場合</u>を除く。）</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活に</p>	<p>支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) <u>基準省令第140条の6第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第140条の6第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（<u>基準省令第140条の6第3項第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号により厚生労働大臣が定める場合</u>を除く。）</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活に</p>
---	--	--

<p>おいても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>準用</u></p> <p>第二十一条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第百四十条の七</u> 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシー</p>	<p>おいても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>基準省令第140条の6第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>準用</u></p> <p>第21条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第176条</u> 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシー</p>	<p>おいても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>基準省令第140条の6第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>準用</u></p> <p>第21条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第176条</u> 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシー</p>
--	--	--

<p>の確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>自ら</u>その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(短期入所生活介護計画の作成) ☆準用</p> <p><u>第二百二十九条</u> <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成</p>	<p>の確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(短期入所生活介護計画の作成) ☆準用</p> <p><u>第158条</u> <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成す</p>	<p>の確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(短期入所生活介護計画の作成) ☆準用</p> <p><u>第158条</u> <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成す</p>
---	--	--

<p>するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第百四十条の八 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむ</p>	<p>るための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第177条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむ</p>	<p>るための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第177条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむ</p>
--	--	--

<p>つを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (食事)</p> <p>第百四十条の九 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 (機能訓練) ☆準用</p> <p>第百三十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者</p>	<p>つを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (食事)</p> <p>第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。 (機能訓練) ☆準用</p> <p>第161条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者</p>	<p>つを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (食事)</p> <p>第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。 (機能訓練) ☆準用</p> <p>第161条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者</p>
--	---	---

<p>者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理) ☆準用</p> <p>第百三十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(相談及び援助) ☆準用</p> <p>第百三十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第百四十条の十 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第二十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに<u>ユニット型指定短期入所生活</u></p>	<p>は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理) ☆準用</p> <p>第162条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(相談及び援助) ☆準用</p> <p>第163条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、必要に応じて、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第27条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに<u>ユニット型指定短期入所生活</u></p>	<p>は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理) ☆準用</p> <p>第162条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(相談及び援助) ☆準用</p> <p>第163条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、必要に応じて、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第27条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに<u>ユニット型指定短期入所生活</u></p>
--	--	--

<p>介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応) ☆準用</p> <p>第百三十六条 ユニット型短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (管理者の責務) ☆準用</p> <p>第五十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及びユニット型指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)</p> <p>第百四十条の十一 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員（第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第</p>	<p>介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応) ☆準用</p> <p>第165条 ユニット型短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。 (管理者の責務) ☆準用</p> <p>第57条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及びユニット型指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に第9章第5節第3款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)</p> <p>第180条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員（第150条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第</p>	<p>介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応) ☆準用</p> <p>第165条 ユニット型短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。 (管理者の責務) ☆準用</p> <p>第57条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及びユニット型指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に第9章第5節第3款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)</p> <p>第180条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員（第150条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第</p>
--	--	--

<p><u>百二十一条</u>第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の送迎の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p><u>十</u> その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p><u>第百四十条の十一の二</u> ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	<p><u>150条</u>第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>(5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時、<u>事故発生時</u>等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p><u>(10) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</u></p> <p><u>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(12) 成年後見制度の活用支援</u></p> <p><u>(13) 苦情解決体制の整備</u></p> <p><u>(14) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p> <p><u>第181条</u> ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、<u>その勤務の実績とともに記録</u>しておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><u>(4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上(2ユニット以下のときは1人以上)の者は、規則で定めるものとする。この場合において、併設ユ</u></p>	<p><u>150条</u>第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>(5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時、<u>事故発生時</u>等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p><u>(10) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</u></p> <p><u>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(12) 成年後見制度の活用支援</u></p> <p><u>(13) 苦情解決体制の整備</u></p> <p><u>(14) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p> <p><u>第181条</u> ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、<u>その勤務の実績とともに記録</u>しておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><u>(4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上(2ユニット以下のときは1人以上)の者は、規則で定めるものとする。この場合において、併設ユ</u></p>
---	---	---

<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、<u>その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>(定員の遵守) <u>第百四十条の十二</u> ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 <u>第百二十一条</u>第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活</p>	<p><u>ニット型事業所と当該併設ユニット型事業所に係るユニット型事業所併設本体施設とは同一の事業所とみなすことができる。</u></p> <p><規則> (ユニットリーダー)</p> <p>第13条 条例第181条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために<u>研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</u></p> <p>(定員の遵守) <u>第182条</u> ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第150条</u>第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活</p>	<p><u>ニット型事業所と当該併設ユニット型事業所に係るユニット型事業所併設本体施設とは同一の事業所とみなすことができる。</u></p> <p><規則> (ユニットリーダー)</p> <p>第13条 条例第181条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために<u>研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</u></p> <p>(定員の遵守) <u>第182条</u> ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第150条</u>第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活</p>
--	---	---

<p>介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数（非常災害対策） ☆準用</p> <p>第百三条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、非常災害に関する具体的計画を<u>立て</u>、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知<u>するとともに、定期的に避難、救出</u>その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>（衛生管理等） ☆準用</p> <p>第百四条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数（非常災害対策） ☆準用</p> <p>第112条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応</u>に関する具体的計画を<u>策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という。）</u>を定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練</u>その他必要な訓練を、<u>その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</u></p> <p>（衛生管理等） ☆準用</p> <p>第113条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数（非常災害対策） ☆準用</p> <p>第112条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応</u>に関する具体的計画を<u>策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という。）</u>を定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練</u>その他必要な訓練を、<u>その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</u></p> <p>（衛生管理等） ☆準用</p> <p>第113条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>
---	--	--

<p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第三十二条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の見やすい場所に、<u>運営規程</u>の概要、<u>ユニット型短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第三十三条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第三十四条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p>	<p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第34条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の見やすい場所に、<u>重要事項に関する規程</u>の概要、<u>ユニット型短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第35条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第36条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p>	<p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第34条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の見やすい場所に、<u>重要事項に関する規程</u>の概要、<u>ユニット型短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第35条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第36条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p>
--	---	---

第三十五条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

第三十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した**ユニット型指定短期入所生活介護**に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、提供した**ユニット型指定短期入所生活介護**に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、提供した**ユニット型指定短期入所生活介護**に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体

第37条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

第38条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した**ユニット型指定短期入所生活介護**に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、提供した**ユニット型指定短期入所生活介護**に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、提供した**ユニット型指定短期入所生活介護**に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会か

第37条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

第38条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した**ユニット型指定短期入所生活介護**に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、提供した**ユニット型指定短期入所生活介護**に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 **ユニット型指定短期入所生活介護事業者**は、提供した**ユニット型指定短期入所生活介護**に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会か

<p>連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域等との連携) ☆準用</p> <p>第百三十九条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等<u>の</u>地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p> <p>第三十六条の二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したユニット型指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆準用</p> <p>第三十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置について記録しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>ら同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域等との連携) ☆準用</p> <p>第168条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等<u>の</u>地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p> <p>第39条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したユニット型指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆準用</p> <p>第40条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置について記録しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>ら同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域等との連携) ☆準用</p> <p>第168条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等<u>の</u>地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p> <p>第39条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したユニット型指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆準用</p> <p>第40条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置について記録しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
--	---	---

<p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第三十八条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>ごとに経理を区分するとともに、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備) ☆準用</p> <p>第百三十九条の二 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p> <p>一 短期入所生活介護計画</p> <p>二 <u>第百四十条の十三</u>において準用する<u>第百四十条</u>において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第百四十条の七第七項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 <u>第百四十条の十三</u>において準用する<u>第百四十条</u>において準用する<u>第二十六条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 <u>第百四十条の十三</u>において準用する<u>第百四十条</u>において準用する<u>第三十六条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 <u>第百四十条の十三</u>において準用する<u>第百四十条</u>において準用する<u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置についての記録</p>	<p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第41条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>ごとに経理を区分するとともに、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備) ☆準用</p> <p>第169条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) 短期入所生活介護計画</p> <p>(2) <u>第176条第7項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) <u>第183条</u>において準用する<u>第170条</u>において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第183条</u>において準用する<u>第170条</u>において準用する<u>第27条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第183条</u>において準用する<u>第170条</u>において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>第183条</u>において準用する<u>第170条</u>において準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置についての記録</p> <p>(7) <u>第181条第1項</u>に規定する勤務の体制等の記</p>	<p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第41条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所</u>ごとに経理を区分するとともに、<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備) ☆準用</p> <p>第169条 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) 短期入所生活介護計画</p> <p>(2) <u>第176条第7項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) <u>第183条</u>において準用する<u>第170条</u>において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第183条</u>において準用する<u>第170条</u>において準用する<u>第27条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第183条</u>において準用する<u>第170条</u>において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>第183条</u>において準用する<u>第170条</u>において準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置についての記録</p> <p>(7) <u>第181条第1項</u>に規定する勤務の体制等の記</p>
--	---	---

<p>(準用)</p> <p><u>第百四十条の十三</u> <u>第百二十五条</u>, <u>第百二十六条</u>, <u>第百二十九条</u>, <u>第百三十二条</u>から<u>第百三十四条</u>まで, <u>第百三十六条</u>及び<u>第百三十九条</u>から<u>第百四十条</u> (<u>第百一条</u>の準用に係る部分を除く。)までの規定は, ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, <u>第百二十五条</u>第一項中「<u>第百三十七条</u>に規定する<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第百四十条の十一</u>に規定する<u>重要事項に関する規程</u>」と, <u>第百三十九条</u>の二第二項第二号中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第百四十条の十三</u>において準用する<u>第百四十条</u>」と, 同項第三号中「<u>第百二十八条第五項</u>」とあるのは「<u>第百四十条の七第七項</u>」と, 同項第四号から第六号までの規定中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第百四十条の十三</u>において準用する<u>第百四十条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第六節 削除</u></p> <p><u>第百四十条の十四</u>から<u>第百四十条の二十五</u>まで <u>削除</u></p> <p><u>第七節 基準該当居宅サービスに関する基準</u> (指定通所介護事業所等との併設)</p> <p><u>第百四十条の二十六</u> 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は, 指定通所介護事業所, 指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準<u>第五十二条</u>第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をい</p>	<p><u>録</u></p> <p>(8) <u>法第40条</u>に規定する介護給付及び<u>第1.7.5条</u> <u>第1項</u>から<u>第3項</u>までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第183条</u> <u>第154条</u>, <u>第155条</u>, <u>第158条</u>, <u>第161条</u>から<u>第163条</u>まで, <u>第165条</u>及び<u>第168条</u>から<u>第170条</u> (<u>第110条</u>の準用に係る部分を除く。)までの規定は, ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, <u>第154条</u>第一項中「<u>第166条</u>」とあるのは「<u>第180条</u>」と, <u>第169条</u>第二項第二号中「<u>第157条第五項</u>」とあるのは「<u>第176条第七項</u>」と, 同項第三号から第六号までの規定中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第183条</u>において準用する<u>第170条</u>」と, 同項第七号中「<u>次条</u>において準用する<u>第110条第一項</u>」とあるのは「<u>第181条第一項</u>」と, 同項第八号中「<u>第156条第一項</u>から<u>第三項</u>」とあるのは「<u>第175条第一項</u>から<u>第三項</u>」と, <u>第170条</u>中「<u>第9章第四節</u>」とあるのは「<u>第9章第五節第三款</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準</u> (指定短期入所生活介護事業所等との併設)</p> <p><u>第184条</u> 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は, 指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準<u>条例第63条</u>第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をい</p>	<p><u>録</u></p> <p>(8) <u>法第40条</u>に規定する介護給付及び<u>第1.7.5条</u> <u>第1項</u>から<u>第3項</u>までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第183条</u> <u>第154条</u>, <u>第155条</u>, <u>第158条</u>, <u>第161条</u>から<u>第163条</u>まで, <u>第165条</u>及び<u>第168条</u>から<u>第170条</u> (<u>第110条</u>の準用に係る部分を除く。)までの規定は, ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, <u>第154条</u>第一項中「<u>第166条</u>」とあるのは「<u>第180条</u>」と, <u>第169条</u>第二項第二号中「<u>第157条第五項</u>」とあるのは「<u>第176条第七項</u>」と, 同項第三号から第六号までの規定中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第183条</u>において準用する<u>第170条</u>」と, 同項第七号中「<u>次条</u>において準用する<u>第110条第一項</u>」とあるのは「<u>第181条第一項</u>」と, 同項第八号中「<u>第156条第一項</u>から<u>第三項</u>」とあるのは「<u>第175条第一項</u>から<u>第三項</u>」と, <u>第170条</u>中「<u>第9章第四節</u>」とあるのは「<u>第9章第五節第三款</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準</u> (指定短期入所生活介護事業所等との併設)</p> <p><u>第184条</u> 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は, 指定通所介護事業所, 指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準<u>条例第63条</u>第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若</p>
---	---	---

う。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 生活相談員 一人以上

二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準**第百七十九条**に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び**第百四十条の二十九**において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに**一人以上**

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とす

う。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第185条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員 一人以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準**条例第169条**に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び**第187条**において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに**1以上**

(3) 栄養士 一人以上

(4) 機能訓練指導員 一人以上

(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事

しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第185条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員 一人以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準**条例第169条**に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び**第187条**において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに**1以上**

(3) 栄養士 一人以上

(4) 機能訓練指導員 一人以上

(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事

<p>る。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、<u>推定数による。</u></p> <p>3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護事業者は、<u>法その他の法律に規定する</u>指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準<u>第百八十条</u>第一項から<u>第四項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)</p> <p>第百四十条の二十八 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければなら</p>	<p>業を開始する場合は、<u>推定数とする。</u></p> <p>3 <u>第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則> (生活相談員) 第6条第2項 条例第185条第3項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。</p> <p>4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者<u>であって、規則で定めるもの</u>とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p><規則> (機能訓練指導員) 第7条 条例第185条第4項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>5 基準該当短期入所生活介護事業者は、指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>6 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準<u>条例第170条</u>第1項から<u>第5項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)</p> <p>第186条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければなら</p>	<p>業を開始する場合は、<u>推定数とする。</u></p> <p>3 <u>第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則> (生活相談員) 第6条第2項 条例第185条第3項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。</p> <p>4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者<u>であって、規則で定めるもの</u>とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p><規則> (機能訓練指導員) 第7条 条例第185条第4項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>5 基準該当短期入所生活介護事業者は、指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>6 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準<u>条例第170条</u>第1項から<u>第5項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)</p> <p>第186条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければなら</p>
---	--	--

<p>い。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>2 基準該当短期入所生活介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則> (管理者)</p> <p>第8条 条例第186条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p>	<p>基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>2 基準該当短期入所生活介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則> (管理者)</p> <p>第8条 条例第186条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設</p> <p>イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業</p> <p>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施</p>
---	--	--

<p>(利用定員等)</p> <p>第百四十条の二十九 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十二条第一項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第百四十条の三十 基準該当短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 居室 二 食堂 三 機能訓練室 四 浴室 	<p>(利用定員等)</p> <p>第187条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第172条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第188条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 	<p style="text-align: center;">設</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第187条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第172条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第188条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室
--	---	---

<p>五 便所 六 洗面所 七 静養室 八 面接室 九 介護職員室</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室 イ 一の居室の定員は、<u>四人以下</u>とすること。</p> <p>ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方</p>	<p>(5) 便所 (6) 洗面所 (7) 静養室 (8) 面接室 (9) 介護職員室</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室 ア 一の居室の定員は、<u>1人</u>とすること。<u>ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則> (居室) 第9条 条例第188条第2項第1号アただし書に規定する規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合 (2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合 ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。 イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。 ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。 エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。</p> </div> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43方メ</p>	<p>(5) 便所 (6) 洗面所 (7) 静養室 (8) 面接室 (9) 介護職員室</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室 ア 一の居室の定員は、<u>1人</u>とすること。<u>ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則> (居室) 第9条 条例第188条第2項第1号アただし書に規定する規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合 (2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合 ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。 イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。 ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。 エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。</p> </div> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43方メ</p>
---	--	--

<p>メートル以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合がある場合は、同一の場所とすることができる。</p>	<p>メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保<u>することが</u>でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保<u>することができる</u>場合がある場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>ウ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。</u></p> <div data-bbox="831 911 1429 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則> (食堂)</p> <p>第10条 条例第188条第2項第2号ウただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。</p> </div> <p><u>エ 必要な備品を備えること。</u></p>	<p>メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保<u>することが</u>でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保<u>することができる</u>場合がある場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>ウ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。</u></p> <div data-bbox="1469 911 2069 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則> (食堂)</p> <p>第10条 条例第188条第2項第2号ウただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。</p> </div> <p><u>エ 必要な備品を備えること。</u></p>
<p>三 浴室</p>	<p>(3) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必</u></p>	<p>(3) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必</u></p>

<p>身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所</p> <p>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p><u>要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則> (浴室)</p> <p>第11条 条例第188条第2項第3号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> <p>(4) 便所</p> <p><u>ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</u></p> <p><u>イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとする。</u></p> <p><u>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則> (便所)</p> <p>第12条 条例第188条第2項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られているこ</p>	<p><u>要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則> (浴室)</p> <p>第11条 条例第188条第2項第3号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> <p>(4) 便所</p> <p><u>ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</u></p> <p><u>イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとする。</u></p> <p><u>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則> (便所)</p> <p>第12条 条例第188条第2項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られているこ</p>
---	---	---

<p>五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十三条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (指定通所介護事業所等との連携)</p> <p>第四百四十条の三十一 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (準用)</p> <p>第四百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第一百四十四条、第二百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第四百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは</p>	<p>と。</p> <p>(2) 便所の扉は、プライバシーを確保するに足る適切な素材を用いていること。</p> <p>(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第173条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (指定通所介護事業所等との連携)</p> <p>第189条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (準用)</p> <p>第190条 第九条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第57条、第110条、第112条、第113条、第149条並びに第4節（第156条第1項及び第170条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条</p>	<p>と。</p> <p>(2) 便所の扉は、プライバシーを確保するに足る適切な素材を用いていること。</p> <p>(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第173条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (指定通所介護事業所等との連携)</p> <p>第189条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (準用)</p> <p>第190条 第九条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第57条、第110条、第112条、第113条、第149条並びに第4節（第156条第1項及び第170条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条</p>
---	--	--

「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第一百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第十章～第十四章 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 (略)

第三条 この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第20条による改正前の老人福祉法（以下こ

中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第9章第6節」と、第110条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第1項中「第166条」とあるのは「第190条において準用する第166条」と、第156条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第157条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、第162条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第169条第2項第2号中「第157条第5項」とあるのは「第190条において準用する第157条第5項」と、同項第3号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第8号中「第156条第1項から第3項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第10章～第13章 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 平成12年4月1日において存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条による改正前の老人福祉法（以下こ

中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第9章第6節」と、第110条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第1項中「第166条」とあるのは「第190条において準用する第166条」と、第156条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第157条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、第162条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第167条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第169条第2項第2号中「第157条第5項」とあるのは「第190条において準用する第157条第5項」と、同項第3号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第8号中「第156条第1項から第3項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第10章～第13章 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 平成12年4月1日において存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条による改正前の老人福祉法（以下こ

<p>号) 第二十条による改正前の老人福祉法 (以下この条において「旧老福法」という。) 第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。) の用に供する施設 (専ら当該事業の用に供するものに限る。) 又は老人短期入所施設 (旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。) (基本的な設備が完成されているものを含み, <u>この省令の施行の後に増築され, 又は全面的に改築された部分を除く。</u>) については, <u>第二百二十四条第六項第一号イ及びロ, 第二号イ並びに第七項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>第四条～第十三条 (略)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第一条 この省令は, 平成十五年四月一日から施行する。ただし, 第百五十七条に次の三項を加える</u></p> <p><u>第二条 (略)</u></p> <p><u>第三条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所 (この省令の施行の後に増築され, 又は改築された部分を除く。) であって, 新基準第九章第五節 (第百四十条の四第六項第一号ロ (2))</u> を除く。) に規定する基準を満たすものについて, <u>新基準第百四十条の四第六項第一号ロ (2)</u> の規定を適用する場合においては, 同号ロ (2) 中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し, 共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p> <p><u>第四条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所 (この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。) は, 指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。</u></p>	<p>の条において「旧老福法」という。) 第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。) の用に供する施設 (専ら当該事業の用に供するものに限る。) 又は老人短期入所施設 (旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。) (基本的な設備が完成されているものを含み, <u>同日以後</u>に増築され, 又は全面的に改築された部分を除く。) については, <u>第153条第5項第1号ア及びイ, 第2号ア並びに第6項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>第3条～第8条 (略)</u></p> <p><u>第9条 平成15年4月1日において存する指定短期入所生活介護事業所 (同日以後に増築され, 又は改築された部分を除く。) であって, 第9章第5節 (第173条第5項第1号イ (イ)) を除く。) に規定する基準を満たすものについて, 同号イ (イ) の規定を適用する場合においては, 同号イ (イ) 中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し, 共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。</u></p>	<p>の条において「旧老福法」という。) 第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。) の用に供する施設 (専ら当該事業の用に供するものに限る。) 又は老人短期入所施設 (旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。) (基本的な設備が完成されているものを含み, <u>同日以後</u>に増築され, 又は全面的に改築された部分を除く。) については, <u>第153条第5項第1号ア及びイ, 第2号ア並びに第6項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>第3条～第8条 (略)</u></p> <p><u>第9条 平成15年4月1日において存する指定短期入所生活介護事業所 (同日以後に増築され, 又は改築された部分を除く。) であって, 第9章第5節 (第173条第5項第1号イ (イ)) を除く。) に規定する基準を満たすものについて, 同号イ (イ) の規定を適用する場合においては, 同号イ (イ) 中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し, 共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。</u></p>
--	--	--

<p><u>2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所であつて、新基準第九章第二節及び第五節に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>第五条～第十条（略）</u></p> <p><u>附 則（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三三号）抄</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>第二条～第六条（略）</u></p> <p><u>附 則（平成二十三年八月十八日厚生労働省令第一〇六号）抄</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。</u></p> <p><u>第二条 平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所（同日において建築中のものであつて、<u>同月二日以降</u>に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であつて、この省令による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等</u></p>	<p><u>第10条、第11条（略）</u></p> <p><u>第12条</u> 平成15年4月1日以前に法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所（同日において建築中のものであつて、<u>同日後</u>に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であつて、<u>平成23年厚生労働省令第106号による改正前の基準省令</u>（以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの（<u>平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）</u>）であつて、<u>同日後</u>に指定居宅サービス等旧基準第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。）については、<u>施行日以後最初の指定の更新までの間は、指定居宅サービス等旧基準の規定</u>によることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p><u>第10条、第11条（略）</u></p> <p><u>第12条</u> 平成15年4月1日以前に法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所（同日において建築中のものであつて、<u>同日後</u>に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であつて、<u>平成23年厚生労働省令第106号による改正前の基準省令</u>（以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの（<u>平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）</u>）であつて、<u>同日後</u>に指定居宅サービス等旧基準第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。）については、<u>施行日以後最初の指定の更新までの間は、指定居宅サービス等旧基準の規定</u>によることができる。</p> <p>2 （略）</p>
--	--	--

基準」という。) 第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護を行う事業所を除く。) であって、この省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。) については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 (略)

(検討)

第十七条 (略)

附 則 (平成二十七年一月十六日厚生労働省令第四号)

(施行期日)

第1条 この省令は、平成27年4月1日から施行する。

第13条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている通所介護事業者、短期入所生活介護事業者又は特定施設入居者生活介護事業者の当該指定に係る事業所の管理者(施行日後に管理者となる者を除く。)については、平成27年3月31日までの間、第103条第2項、第151条第2項、第221条第2項又は第243条第2項の規定は適用しない。

第14条 (略)

第15条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者又は特定施設入居者生活介護事業者の当該指定に係る事業所の建物(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)が木造かつ平屋建てである場合は、基準省令第124条第2項若しくは第140条の4第2項又は第177条第2項若しくは第192条の6第2項の規定によることができる。

第16条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)において、第153条第5項第1号アの規定を適用する場合については、「1人とすること。ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。

第17条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第153条第5項第2号ウの規定は、適用しない。

第13条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている通所介護事業者、短期入所生活介護事業者又は特定施設入居者生活介護事業者の当該指定に係る事業所の管理者(施行日後に管理者となる者を除く。)については、平成27年3月31日までの間、第103条第2項、第151条第2項、第221条第2項又は第243条第2項の規定は適用しない。

第14条 (略)

第15条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者又は特定施設入居者生活介護事業者の当該指定に係る事業所の建物(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)が木造かつ平屋建てである場合は、基準省令第124条第2項若しくは第140条の4第2項又は第177条第2項若しくは第192条の6第2項の規定によることができる。

第16条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)において、第153条第5項第1号アの規定を適用する場合については、「1人とすること。ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。

第17条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第153条第5項第2号ウの規定は、適用しない。

	<p><u>第18条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第153条第5項第3号又は第173条第5項第2号の規定にかかわらず、基準省令第124条第6項第3号又は第140条の4第6項第2号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第19条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第153条第5項第4号又は第173条第5項第1号エの規定にかかわらず、基準省令第124条第6項第4号又は第140条の4第6項第1号ニの規定によることができる。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>第20条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第173条第6項第1号の規定にかかわらず、基準省令第140条の4第7項第1号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第21条 当分の間、第181条第2項第4号又は第216条第2項第4号の規定中「前号のユニットリーダー」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者及び従業者」又は「ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者及び従業者」とする。</u></p> <p><u>附 則（平成26年3月25日岡山市条例第30号）</u> <u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、</u></p>	<p><u>第18条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第153条第5項第3号又は第173条第5項第2号の規定にかかわらず、基準省令第124条第6項第3号又は第140条の4第6項第2号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第19条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第153条第5項第4号又は第173条第5項第1号エの規定にかかわらず、基準省令第124条第6項第4号又は第140条の4第6項第1号ニの規定によることができる。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>第20条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第173条第6項第1号の規定にかかわらず、基準省令第140条の4第7項第1号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第21条 当分の間、第181条第2項第4号又は第216条第2項第4号の規定中「前号のユニットリーダー」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者及び従業者」又は「ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者及び従業者」とする。</u></p> <p><u>附 則（平成26年3月25日岡山市条例第30号）</u> <u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人</u></p>
--	--	--

	<p><u>設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p><u>員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p><u>附 則（平成27年3月 日岡山市条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>
--	---	--

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
 (介護予防短期入所生活介護関係部分)

(凡例)

今回改正した部分・・・網かけ (施行日 平成27年4月1日)

省令と岡山市条例の異なる部分・・・赤文字赤下線

準用する部分・・・青文字青下線 (点線)

省令 (新)	岡山市条例 (旧)	岡山市条例 (新) 案
指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 平成十八年三月十四日 厚生労働省令第三十五号 一部改正 平成二十七年一月十六日 厚生労働省令第四号 第一章 総則 (趣旨) 第一条 <u>基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第一百五十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</u> 一～九 (略) (定義) 第二条 この <u>省令</u> において、次の各号に掲げる用語の	<u>岡山市</u> 指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する <u>基準等を定める条例</u> 平成24年12月19日 岡山市条例第90号 一部改正 平成26年 3月25日 岡山市条例第30号 第一章 総則 (趣旨) 第1条 <u>この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の2第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 この <u>条例</u> において、次の各号に掲げる用語の	<u>岡山市</u> 指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する <u>基準等を定める条例</u> 平成24年12月19日 岡山市条例第90号 一部改正 平成26年 3月25日 岡山市条例第30号 一部改正 平成27年 月 日 岡山市条例第 号 第一章 総則 (趣旨) 第1条 <u>この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の2第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 この <u>条例</u> において、次の各号に掲げる用語の

<p>意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p><u>(8) 基準省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関</u></p>	<p>意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p><u>(8) 基準省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関</u></p>
---	--	--

<p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p><u>する基準(平成18年厚生労働省令第35号)をいう。</u></p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 <u>法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)</u>若しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請に<u>あつては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)</u>及び当該申請に係る事業所を管理する者は、<u>岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>する基準(平成18年厚生労働省令第35号)をいう。</u></p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 <u>法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)</u>若しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請に<u>あつては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)</u>及び当該申請に係る事業所を管理する者は、<u>岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
---	--	--

<p>第二章 (削除) 第三章～第八章 (略) 第九章 介護予防短期入所生活介護 第一節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第百二十八条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護 (以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。) の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第百二十九条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者 (以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者 (以下この節から第五節までにおい</p>	<p>5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、<u>地域包括支援センター (法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)</u>、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 <u>指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</u></p> <p>第二章～第八章 (略)</p> <p>第九章 介護予防短期入所生活介護 第一節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第132条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護 (以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。) の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第133条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者 (以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者 (以下この節から第5節までにおい</p>	<p>5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、<u>地域包括支援センター (法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)</u>、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 <u>指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</u></p> <p>第二章 (削除) 第三章～第八章 (略) 第九章 介護予防短期入所生活介護 第一節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第132条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護 (以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。) の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第133条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者 (以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者 (以下この節から第5節までにおい</p>
--	---	---

て「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準**第百二十一条**第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準**第百二十条**に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに**第百三十九条**において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 一人以上
- 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに**一人以上**
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに**一人以上**
- 四 栄養士 一人以上
- 五 機能訓練指導員 一人以上

て「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準**条例第150条**第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準**条例第149条**に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに**第143条**において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1人以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに**1以上**
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに**1以上**
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 機能訓練指導員 1人以上

て「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準**条例第150条**第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準**条例第149条**に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに**第143条**において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1人以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに**1以上**
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに**1以上**
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 機能訓練指導員 1人以上

<p>六 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の实情に応じた適当数</p> <p>2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における<u>同法に規定する</u>特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数<u>による</u>。</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、<u>老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する</u>特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>	<p>(6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の实情に応じた適当数</p> <p>2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数<u>とする</u>。</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p><u>5 第1項第2号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p>	<p>(6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の实情に応じた適当数</p> <p>2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数<u>とする</u>。</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p><u>5 第1項第2号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p>
--	---	---

<p>5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>6 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（<u>指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。</u>）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（<u>指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。</u>）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準<u>第百二十一条</u>第一項から<u>第六項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者） 第百三十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者</p>	<p><規則> （生活相談員） 第6条第2項 条例第133条第5項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。</p> <p>6 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者<u>であって、規則で定めるもの</u>とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p><規則> （機能訓練指導員） 第7条 条例第133条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準<u>条例第150条</u>第1項から<u>第7項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者） 第134条 指定介護予防短期入所生活介護事業者</p>	<p><規則案> （生活相談員） 第4条 条例第133条第5項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。</p> <p>6 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者<u>であって、規則で定めるもの</u>とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p><規則案> （機能訓練指導員） 第5条 条例第133条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準<u>条例第150条</u>第1項から<u>第7項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者） 第134条 指定介護予防短期入所生活介護事業者</p>
--	--	---

<p>は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>2 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則> 第8条 条例第100条第2項、第116条第2項、第134条第2項、第171条第2項、第208条第2項及び第232条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。 (1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者 (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p>	<p>は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>2 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則案> 第6条 条例第100条第2項、第116条第2項、第134条第2項、第171条第2項、第208条第2項及び第232条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。 (1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者 ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設 イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業 ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成1</p>
--	--	---

8年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、**第133条**第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(**第157条**に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居室サービス等基準**条例第152条**第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準
(利用定員等)

第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、**第133条**第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(**第157条**に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居室サービス等基準**条例第152条**第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準
(利用定員等)

第百三十一条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、**第百二十九条**第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(**第百五十三条**に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居室サービス等基準**第百二十三条**第一項及び第二項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

<p>(設備及び備品等)</p> <p>第百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ <u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)</u>又は消防署長と相談の上、<u>第百四十二条</u>において準用する<u>第百四条</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ <u>第百四十二条</u>において準用する<u>第百四条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)</u>が、<u>火災予防、消火活動等</u>に関し</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。<u>以下この項において同じ。</u>)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は<u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長</u>と相談の上、<u>第146条</u>において準用する<u>第107条第1項</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ <u>第146条</u>において準用する<u>第107条第3項</u>に規定する訓練については、<u>同条第1項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。<u>以下この項において同じ。</u>)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は<u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長</u>と相談の上、<u>第146条</u>において準用する<u>第124条の4第1項</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ <u>第146条</u>において準用する<u>第124条の4第3項</u>に規定する訓練については、<u>同条第1項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p>
--	---	---

<p><u>専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u></p> <p><u>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</u></p> <p><u>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</u></p> <p><u>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</u></p> <p><u>3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</u></p> <p>一 居室</p> <p>二 食堂</p>	<p><u>2 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</u></p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 食堂</p>	<p><u>2 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</u></p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 食堂</p>
---	---	---

<p>三 機能訓練室 四 浴室 五 便所 六 洗面設備 七 医務室 八 静養室 九 面談室 十 介護職員室 十一 看護職員室 十二 調理室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室</p> <p>4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5 第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室 イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。</p>	<p>(3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面設備 (7) 医務室 (8) 静養室 (9) 面談室 (10) 介護職員室 (11) 看護職員室 (12) 調理室 (13) 洗濯室又は洗濯場 (14) 汚物処理室 (15) 介護材料室</p> <p>3 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>4 第133条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第2項及び第6項第1号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>5 第2項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室 ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができ</p>	<p>(3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面設備 (7) 医務室 (8) 静養室 (9) 面談室 (10) 介護職員室 (11) 看護職員室 (12) 調理室 (13) 洗濯室又は洗濯場 (14) 汚物処理室 (15) 介護材料室</p> <p>3 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>4 第133条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第2項及び第6項第1号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>5 第2項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室 ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができ</p>
--	---	---

<p>ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食</p>	<p style="text-align: center;"><u>る。</u></p> <p><規則></p> <p>第9条 条例第136条第5項第1号アただし書に規定する規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合</p> <p>(2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合</p> <p>ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。</p> <p>イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。</p> <p>ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。</p> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食</p>	<p style="text-align: center;"><u>る。</u></p> <p><規則案></p> <p>第7条 条例第136条第5項第1号アただし書に規定する規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合</p> <p>(2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合</p> <p>ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。</p> <p>イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。</p> <p>ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。</p> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食</p>
---	---	--

<p>事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>三 浴室</p> <p>要支援者が入浴するのに適したものとすること。</p>	<p>事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保<u>することが</u>でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保<u>することが</u>できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>ウ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。</u></p> <p><規則> (食堂)</p> <p><u>第10条 条例第136条第5項第2号ウただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。</u></p> <p><u>エ 必要な備品を備えること。</u></p> <p>(3) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要支援者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要支援者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要支援者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則></p> <p><u>第11条 条例第136条第5項第3号イに</u></p>	<p>事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保<u>することが</u>でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保<u>することが</u>できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>ウ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。</u></p> <p><規則案> (食堂)</p> <p><u>第8条 条例第136条第5項第2号ウただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。</u></p> <p><u>エ 必要な備品を備えること。</u></p> <p>(3) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要支援者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要支援者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要支援者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則案></p> <p><u>第9条 条例第136条第5項第3号イに規</u></p>
---	---	--

<p>四 便所</p> <p>要支援者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> <p>(4) 便所</p> <p><u>ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</u></p> <p><u>イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとする。</u></p> <p><u>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、要支援者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則></p> <p>第12条 条例第136条第5項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p>	<p>定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> <p>(4) 便所</p> <p><u>ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</u></p> <p><u>イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとする。</u></p> <p><u>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、要支援者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則案></p> <p>第10条 条例第136条第5項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p>
<p>五 洗面設備</p> <p>要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p><u>7</u> 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。</p>	<p>(5) 洗面設備</p> <p>要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p><u>6</u> 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。</p>	<p>(5) 洗面設備</p> <p>要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p><u>6</u> 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。</p>

<p>ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百二十四条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第四節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第百三十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十八条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)</p>	<p>ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第153条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第142条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)</p>	<p>ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第153条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第142条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第51条の2第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)</p>
---	---	--

第百三十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第四十九条の三 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第四十九条の四 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業

第138条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むために支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る介護予防支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第9条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第10条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者 (法

第138条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むために支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る介護予防支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第51条の3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第51条の4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業

業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第四十九条の五 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

第四十九条の六 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第四十九条の七 指定介護予防短期入所生活介護事業者

第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第11条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

第12条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、

（法第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第51条の5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

第51条の6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第51条の7 指定介護予防短期入所生活介護事業者

者は、[指定介護予防短期入所生活介護](#)の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「[指定介護予防支援等基準](#)」という。）[第三十条](#)第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）
☆準用

[第四十九条の九](#) [指定介護予防短期入所生活介護事業者](#)は、[指定介護予防短期入所生活介護](#)の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「[施行規則](#)」という。）[第八十三条](#)の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）
☆準用

[第四十九条の十](#) [指定介護予防短期入所生活介護事業者](#)は、介護予防サービス計画（[施行規則](#)[第八十三条](#)の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同

[指定介護予防短期入所生活介護](#)の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（[岡山市](#)指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32号。以下「[指定介護予防支援等基準条例](#)」という。）[第33条](#)第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）
☆準用

[第15条](#) [指定介護予防短期入所生活介護事業者](#)は、[指定介護予防短期入所生活介護](#)の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「[施行規則](#)」という。）[第83条](#)の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（[同条](#)[第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。](#)）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）
☆準用

[第16条](#) [指定介護予防短期入所生活介護事業者](#)は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った[指定介護予防短期入所生活介護](#)を提

は、[指定介護予防短期入所生活介護](#)の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（[岡山市](#)指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32号。以下「[指定介護予防支援等基準条例](#)」という。）[第33条](#)第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）
☆準用

[第51条の9](#) [指定介護予防短期入所生活介護事業者](#)は、[指定介護予防短期入所生活介護](#)の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「[施行規則](#)」という。）[第83条](#)の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（[同条](#)[第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。](#)）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）
☆準用

[第51条の10](#) [指定介護予防短期入所生活介護事業者](#)は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った[指定介護予防短期入所生活介](#)

じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第四十九条の十三 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第一百三十五条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理

供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第19条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理

護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第51条の13 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理

<p>な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、<u>次の各号</u>に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（<u>厚生労働大臣が別に定める場合</u>を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期</p>	<p>な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) <u>基準省令第135条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第135条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（<u>基準省令第135条第3項第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号により厚生労働大臣が定める場合</u>を除く。）</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期</p>	<p>な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) <u>基準省令第135条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第135条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（<u>基準省令第135条第3項第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号により厚生労働大臣が定める場合</u>を除く。）</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期</p>
---	--	--

<p>入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>準用第五十条の二</u> <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定介護予防短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p><u>第一百三十六条</u> 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由</p>	<p>入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>基準省令第135条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>準用第21条</u> <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定介護予防短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p><u>第140条</u> 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由</p>	<p>入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>基準省令第135条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>準用第52条の2</u> <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定介護予防短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p><u>第140条</u> 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由</p>
---	--	--

<p>い理由を記録しなければならない。 (利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第五十条の三 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)</p> <p>第三百三十七条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (管理者の責務) ☆準用</p> <p>第五十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)</p> <p>第三百三十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者</p>	<p>を記録しなければならない。 (利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第24条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)</p> <p>第141条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (管理者の責務) ☆準用</p> <p>第54条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に第9章第4節及び第5節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)</p> <p>第142条 指定介護予防短期入所生活介護事業者</p>	<p>を記録しなければならない。 (利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第52条の3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)</p> <p>第141条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (管理者の責務) ☆準用</p> <p>第54条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に第9章第4節及び第5節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)</p> <p>第142条 指定介護予防短期入所生活介護事業者</p>
---	---	---

<p>は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員（第百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>四 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の送迎の実施地域</p> <p>六 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) ☆準用</p> <p>第百二十条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、</p>	<p>は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員（第133条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(6) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時、事故発生時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(12) 苦情解決体制の整備</p> <p>(13) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) ☆準用</p> <p>第105条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために研</p>	<p>は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員（第133条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(6) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時、事故発生時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(12) 苦情解決体制の整備</p> <p>(13) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) ☆準用</p> <p>第124条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために研</p>
---	---	---

その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百三十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 **第百二十九条**第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、**指定介護予防支援等基準第二条**に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(非常災害対策) ☆準用

第百二十条の四 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的

修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

第143条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) **第133条**第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(新設)

(非常災害対策) ☆準用

第107条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非

修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

第143条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) **第133条**第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、**指定介護予防支援等基準条例第5条**に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(非常災害対策) ☆準用

第124条の4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた

に避難，救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第百三十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，利用者の使用する施設，食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示) ☆準用

第五十三条の四 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，指定介護予防短期入所生活介護事業所の見や

常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに，非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し，それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，当該事業所の見やすい場所に，計画等の概要を掲示しなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，非常災害に備えるため，第1項の計画に従い，避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を，その実効性を確保しつつ，定期的に行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう，あらかじめ，近隣の自治体，地域住民，介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，非常災害時において，高齢者，障害者，乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

(衛生管理等) ☆準用

第108条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，利用者の使用する施設，食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示) ☆準用

第31条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場

非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに，非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し，それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，当該事業所の見やすい場所に，計画等の概要を掲示しなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，非常災害に備えるため，第1項の計画に従い，避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を，その実効性を確保しつつ，定期的に行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう，あらかじめ，近隣の自治体，地域住民，介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，非常災害時において，高齢者，障害者，乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

(衛生管理等)

第143条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，利用者の使用する施設，食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示) ☆準用

第55条の4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は，指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やす

<p>すい場所に、第百三十八条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第五十三条の五 指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第五十三条の六 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第五十三条の七 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p>	<p>所に、第142条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第32条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第33条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第34条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p>	<p>い場所に、第百四十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第55条の5 指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第55条の6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第55条の7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p>
---	--	---

<p>第五十三条の八 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告し</p>	<p>第35条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告し</p>	<p>第55条の8 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告し</p>
---	--	--

<p>なければならない。 (地域等との連携)</p> <p>第百四十条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p> <p>第五十三条の九 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆準用</p> <p>第五十三条の十 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第五十三条の十一 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>なければならない。 (地域等との連携)</p> <p>第144条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p> <p>第36条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆準用</p> <p>第37条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第38条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>なければならない。 (地域等との連携)</p> <p>第144条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p> <p>第55条の9 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆準用</p> <p>第55条の10 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第55条の11 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>
--	--	--

<p>(記録の整備)</p> <p>第百四十一条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百三十六条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第百四十二条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第145条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>(2) 第140条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第35条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第105条第1項に規定する勤務の体制等の記録</p> <p>(8) 法第52条に規定する予防給付及び第139条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第146条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第24条、第31条</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第145条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>(2) 第140条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第51条の13第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第二項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第124条の2第1項に規定する勤務の体制等の記録</p> <p>(8) 法第52条に規定する予防給付及び第139条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第146条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第</p>
---	---	---

の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四から第五十三条の十一、第二百二十条の二及び第二百二十条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第百三十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第百四十三条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

から第38条まで、第54条、第105条、第107条及び第108条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第142条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第9章第4節及び第5節」と、第105条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第147条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11、第124条の2及び第124条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第142条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第9章第4節及び第5節」と、第124条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第147条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

<p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。 (指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)</p> <p>第百四十四条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第百二十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する<u>ものとする</u>。</p> <p>三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。 (指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)</p> <p>第148条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第132条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う<u>こと</u>。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない<u>こと</u>。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない<u>こと</u>。</p>	<p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。 (指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)</p> <p>第148条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第132条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う<u>こと</u>。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない<u>こと</u>。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない<u>こと</u>。</p>
---	---	---

<p>五 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営む<u>の</u>に必要な支援を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う<u>ものとする</u>。 (介護)</p> <p>第百四十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は<u>清しき</u>しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利</p>	<p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない<u>こと</u>。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営む<u>ため</u>に必要な支援を行う<u>こと</u>。</p> <p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う<u>こと</u>。 (介護)</p> <p>第149条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は<u>清拭</u>しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利</p>	<p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない<u>こと</u>。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営む<u>ため</u>に必要な支援を行う<u>こと</u>。</p> <p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う<u>こと</u>。 (介護)</p> <p>第149条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は<u>清拭</u>しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利</p>
--	--	--

<p>用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第百四十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第百四十七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第百四十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第百四十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第百五十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>	<p>用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第150条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第151条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第152条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第153条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。</p> <p><u>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</u></p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第154条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>	<p>用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第150条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第151条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第152条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第153条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。</p> <p><u>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</u></p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第154条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>
---	---	---

<p>い。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>い。</p> <p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p> <p>第百五十一条 第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第百五十二条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第二款 設備に関する基準</p>	<p>い。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>い。</p> <p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p> <p>第155条 第1節及び前3節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2款 設備に関する基準</p>	<p>い。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>い。</p> <p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p> <p>第155条 第1節及び前3節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2款 設備に関する基準</p>
---	---	---

<p>(利用定員等) ☆準用</p> <p>第百三十一条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所</u>は、その利用定員を二十人以上とし、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第百五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>が<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の事業と<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百二十三条第一項及び第二項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。（設備及び備品等）</p> <p>第百五十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）</p>	<p>(利用定員等) ☆準用</p> <p>第135条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所</u>は、その利用定員を20人以上とし、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第133条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第157条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>が<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の事業と<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第152条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。（設備及び備品等）</p> <p>第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下</p>	<p>(利用定員等) ☆準用</p> <p>第135条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所</u>は、その利用定員を20人以上とし、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第133条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第157条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>が<u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の事業と<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第152条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。（設備及び備品等）</p> <p>第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下</p>
---	--	--

<p>は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ <u>当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百五十九条において準用する第百四十二条において準用する第百二十条の四に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</u></p> <p>ロ <u>第百五十九条において準用する第百四十二条において準用する第百二十条の四に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</u></p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす本造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u></p> <p>一 <u>スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生す</u></p>	<p><u>この項において同じ。</u>)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1) 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は<u>当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第163条において準用する第146条において準用する第107条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</u></p> <p>イ <u>第163条において準用する第146条において準用する第107条第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</u></p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p>	<p><u>この項において同じ。</u>)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1) 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は<u>当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第163条において準用する第146条において準用する第124条の4第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</u></p> <p>イ <u>第163条において準用する第146条において準用する124条の4第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</u></p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p>
--	---	--

<p><u>るおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</u></p> <p><u>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</u></p> <p><u>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</u></p> <p><u>3</u> ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 ユニット 二 浴室 三 医務室 四 調理室 五 洗濯室又は洗濯場 六 汚物処理室 七 介護材料室 <p><u>4</u> 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるも</p>	<p><u>2</u> ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、<u>第1号</u>のユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ユニット (2) 浴室 (3) 医務室 (4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 (7) 介護材料室 <p><u>3</u> 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるも</p>	<p><u>2</u> ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、<u>第1号</u>のユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ユニット (2) 浴室 (3) 医務室 (4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 (7) 介護材料室 <p><u>3</u> 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるも</p>
---	--	--

の（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット
イ 居室

- (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に

の（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

4 第133条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第77号）第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第2項及び第6項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

5 第2項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット
ア 居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にお

の（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

4 第133条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第77号）第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第2項及び第6項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

5 第2項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット
ア 居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にお

<p>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準<u>第百四十条の四</u>第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準<u>第百四十条の二</u>に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節<u>及び第百五十八条</u>において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。</p> <p>(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。<u>また</u>、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。</p> <p>(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所とし</p>	<p>いて同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準<u>条例第173条</u>第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準<u>条例第171条</u>に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10・65平方メートル以上とすること。</p> <p><u>(エ)</u> ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。</p> <p><u>(オ)</u> 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として</p>	<p>いて同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準<u>条例第173条</u>第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準<u>条例第171条</u>に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10・65平方メートル以上とすること。</p> <p><u>(エ)</u> ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。</p> <p><u>(オ)</u> 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として</p>
--	---	---

<p>てふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ニ 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 浴室</p> <p>要支援者が入浴するのに適したものとすること。</p>	<p>ふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要支援者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(2) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要支援者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要支援者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要支援者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則></p> <p>第11条 条例第157条第5項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号の</p>	<p>ふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要支援者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(2) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要支援者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要支援者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、要支援者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則案></p> <p>第9条 条例第157条第5項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のい</p>
--	--	---

<p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。</p> <p>二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（<u>指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。</u>）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（<u>指定居宅サービス等基準第百四</u></p>	<div data-bbox="853 156 1429 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>いずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> </div> <p>6 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、<u>ユニット内の廊下（中廊下を除く。）の幅は、円滑な避難に支障がないと認められる場合には、一・五メートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定居宅サービス等基準条例第173条第1項から第6項</u>までに規定する設</p>	<div data-bbox="1491 156 2069 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> </div> <p>6 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、<u>ユニット内の廊下（中廊下を除く。）の幅は、円滑な避難に支障がないと認められる場合には、一・五メートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定居宅サービス等基準条例第173条第1項から第6項</u>までに規定する設</p>
---	--	--

<p><u>十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。</u>)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四百四十条の四第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第一百五十四条 第三百三十一条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p>第三款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第一百三十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第一百五十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、<u>ユニット型介護予防短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の開始及び終了) ☆準用</p> <p>第一百三十四条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営む<u>のに</u>支障がある者を対象に、<u>ユニット型指定</u></p>	<p>備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第158条 第135条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p>第三款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第137条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第160条に規定する重要事項に関する規程の概要、<u>ユニット型介護予防短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の開始及び終了) ☆準用</p> <p>第138条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営む<u>ために</u>支障がある者を対象に、<u>ユニット型指定</u></p>	<p>備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第158条 第135条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p>第三款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第137条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第160条に規定する重要事項に関する規程の概要、<u>ユニット型介護予防短期入所生活介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第51条の2第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の開始及び終了) ☆準用</p> <p>第138条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営む<u>ために</u>支障がある者を対象に、<u>ユニット型指定</u></p>
---	---	--

介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第四十九条の三 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なくユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第四十九条の四 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じ

介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る介護予防支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第9条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第10条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（法第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他のユニット型指定介護

介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る介護予防支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第51条の3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第51条の4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（法第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他のユニット型

なければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第四十九条の五 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、**ユニット型指定介護予防短期入所生活介護**を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

第四十九条の六 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第四十九条の七 ユニット型指定介護予防短期入所生

予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第11条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、**ユニット型指定介護予防短期入所生活介護**を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

第12条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第51条の5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、**ユニット型指定介護予防短期入所生活介護**を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

第51条の6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第51条の7 ユニット型指定介護予防短期入所生活

活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）
☆準用

第四十九条の九 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）
☆準用

第四十九条の十 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む）

事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）
☆準用

第15条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）
☆準用

第16条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったユニット型指定介護防

介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）
☆準用

第51条の9 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）
☆準用

第51条の10 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったユニット型指定介

む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿ったユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第四十九条の十三 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第一百五十五条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所

短期入所生活介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第十九条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第十五9条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所

介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第五1条の13 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第十五9条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所

<p>生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（<u>厚生労働大臣が別に定める</u></p>	<p>生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) <u>基準省令第155条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第155条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（<u>基準省令第155条第3項</u></p>	<p>生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) <u>基準省令第155条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>基準省令第155条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（<u>基準省令第155条第3項</u></p>
---	---	---

<p>場合を除く。)</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p><u>第五十条の二</u> <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (身体的拘束等の禁止) ☆準用</p> <p><u>第三十六条</u> <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を</u></p>	<p><u>第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号により厚生労働大臣が定める場合</u>を除く。)</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>基準省令第155条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p><u>第21条</u> <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (身体的拘束等の禁止) ☆準用</p> <p><u>第140条</u> <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>	<p><u>第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号により厚生労働大臣が定める場合</u>を除く。)</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>基準省令第155条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところ</u>によるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p><u>第52条の2</u> <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (身体的拘束等の禁止) ☆準用</p> <p><u>第140条</u> <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>
---	---	---

制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知） ☆準用

第五十条の三 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしにユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応） ☆準用

第一百三十七条 ユニット型介護予防短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務） ☆準用

第五十二条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の管理及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知） ☆準用

第24条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしにユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応） ☆準用

第141条 ユニット型介護予防短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務） ☆準用

第54条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の管理及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知） ☆準用

第52条の3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしにユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応） ☆準用

第141条 ユニット型介護予防短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務） ☆準用

第54条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の管理及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的

<p>的に行うものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、当該<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所</u>の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百五十六条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員 (第百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員 (第百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>五 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の送迎の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第百五十七条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定</p>	<p>に行うものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、当該<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所</u>の従業者に第9章第6節第3款及び第4款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第160条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員 (第133条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員 (第133条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時、<u>事故発生時</u>等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</p> <p>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(12) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(13) 苦情解決体制の整備</p> <p>(14) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第161条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介</p>	<p>に行うものとする。</p> <p>2 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所</u>の管理者は、当該<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所</u>の従業者に第9章第6節第3款及び第4款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第160条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員 (第133条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員 (第133条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時、<u>事故発生時</u>等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続</p> <p>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(12) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(13) 苦情解決体制の整備</p> <p>(14) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第161条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介</p>
--	---	---

<p>介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	<p>介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、<u>その勤務の実績とともに記録</u>しておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><u>(4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上(2ユニット以下のときは1人以上)の者は、規則で定めるものとする。この場合において、併設ユニット型事業所と当該併設ユニット型事業所に係るユニット型事業所併設本体施設とは同一の事業所とみなすことができる。</u></p> <p><規則> 第13条 条例第161条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。</p>	<p>介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、<u>その勤務の実績とともに記録</u>しておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><u>(4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上(2ユニット以下のときは1人以上)の者は、規則で定めるものとする。この場合において、併設ユニット型事業所と当該併設ユニット型事業所に係るユニット型事業所併設本体施設とは同一の事業所とみなすことができる。</u></p> <p><規則案> 第11条 条例第161条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。</p>
<p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</p>	<p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</p>	<p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</p>

は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百五十八条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 **第百二十九条**第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策) ☆準用

第百二十条の四 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

第162条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) **第133条**第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策) ☆準用

第107条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容 (次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者

は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

第162条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) **第133条**第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策) ☆準用

第124条の4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容 (次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者

<p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第百三十九条の二 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第五十三条の四 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、第百三十八条に規定する重要事項に関する規程の概要、ユニット型</p>	<p>は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第108条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第31条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、第142条に規定する重要事項に関する規程の概要、ユニット型介護予防</p>	<p>は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第143条の2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第55条の4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、第142条に規定する重要事項に関する規程の概要、ユニット型介護</p>
--	--	--

<p>介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第五十三条の五 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第五十三条の六 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第五十三条の七 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第32条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第33条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第34条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第55条の5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第55条の6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第55条の7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>
--	---	---

<p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第五十三条の八 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第一百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u></p>	<p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第35条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u></p>	<p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第55条の8 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、提供した<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u></p>
---	---	---

は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第百四十条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第五十三条の九 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

第五十三条の十 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第五十三条の十一 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、

は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第144条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第36条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

第37条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第38条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、ユニット

は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第144条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第55条の9 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

第55条の10 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第55条の11 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、ユ

<p><u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備) ☆準用</p> <p>第百四十一条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、利用者に対する<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>二 <u>第百五十九条において準用する次条</u>において準用する<u>第四十九条の十三第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第百三十六條第二項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 <u>第百五十九条において準用する次条</u>において準用する<u>第五十条の三</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 <u>第百五十九条において準用する次条</u>において準用する<u>第五十三条の八第二項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 <u>第百五十九条において準用する次条</u>において準用する<u>第五十三条の十第二項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置についての記録</p>	<p><u>型指定介護予防短期入所生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備) ☆準用</p> <p>第145条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、利用者に対する<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>(2) <u>第160条において準用する第140条第2項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) <u>第163条において準用する次条</u>において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第163条において準用する次条</u>において準用する<u>第24条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第163条において準用する次条</u>において準用する<u>第35条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>第163条において準用する次条</u>において準用する<u>第37条</u>第2項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置についての記録</p> <p>(7) <u>第161条第1項に規定する勤務の体制等の記</u></p>	<p><u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備) ☆準用</p> <p>第145条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、利用者に対する<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>(2) <u>第160条において準用する第140条第2項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) <u>第163条において準用する次条</u>において準用する<u>第51条の13第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第163条において準用する次条</u>において準用する<u>第52条の3</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第163条において準用する次条</u>において準用する<u>第55条の8第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>第163条において準用する次条</u>において準用する<u>第55条の10第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置についての記録</p> <p>(7) <u>第161条第1項に規定する勤務の体制等の記</u></p>
---	---	--

<p>(準用)</p> <p><u>第百五十九条</u> <u>第百三十三条</u>, <u>第百三十四条</u>, <u>第百三十六</u> <u>条</u>, <u>第百三十七条</u>, <u>第百三十九条の二</u>, <u>第四百</u> <u>十条から第四百二十二条</u> (<u>第百二十条の二</u>の準用に係 る部分は除く。) までの規定は, ユニット型指定介 護予防短期入所生活介護の事業について準用する。 この場合において, <u>第百三十三条</u>第一項中「<u>第百三</u> <u>十八条</u>」とあるのは「<u>第百五十六条</u>」と, <u>第四百十</u> <u>一条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定</u> <u>中「次条」とあるのは「第百五十九条</u>において準用 する次条」と読み替えるものとする。</p> <p>第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)</p> <p><u>第百六十条</u> 指定介護予防短期入所生活介護は, 利用者が, その有する能力に応じて, 自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため, 利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより, 利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>	<p>録</p> <p><u>(8) 法第52条</u>に規定する予防給付及び<u>第159条</u> <u>第1項から第3項</u>までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第163条</u> <u>第137条</u>, <u>第138条</u>, <u>第140条</u>, <u>第141条</u>, <u>第144条</u>から<u>第146条</u> (<u>第105</u> <u>条</u>の準用に係る部分は除く。) までの規定は, ユニ ット型指定介護予防短期入所生活介護の事業につ いて準用する。この場合において, <u>第137条</u>第1項 中「<u>第142条</u>」とあるのは「<u>第160条</u>」と, <u>第</u> <u>145条</u>第2項第2号中「<u>第140条</u>第2項」とあ るのは「<u>第160条</u>において準用する<u>第140条</u>第 <u>2項</u>」と, 同項第3号から第6号までの規定中「次 条」とあるのは「<u>第163条</u>において準用する次条 」と, 同項第7号中「次条において準用する<u>第105</u> <u>条</u>第1項」とあるのは「<u>第161条</u>第1項」と, 同 項第8号中「<u>第139条</u>第1項から第3項」とあ るのは「<u>第159条</u>第1項から第3項」と, <u>第146</u> <u>条</u>中「<u>第9章</u>第4節及び第5節」とあるのは「<u>第9</u> <u>章</u>第6節第3款及び第4款」と読み替えるものとし る。</p> <p>第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)</p> <p><u>第164条</u> 指定介護予防短期入所生活介護は, 利用者が, その有する能力に応じて, 自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため, 利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより, 利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>	<p>録</p> <p><u>(8) 法第52条</u>に規定する予防給付及び<u>第159条</u> <u>第1項から第3項</u>までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第163条</u> <u>第137条</u>, <u>第138条</u>, <u>第140条</u>, <u>第141条</u>, <u>第143条の2</u>, <u>第144条</u>から<u>第1</u> <u>46条</u> (<u>第124条の2</u>の準用に係る部分は除く。) までの規定は, ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, <u>第137条</u>第1項中「<u>第142条</u>」とあるのは「<u>第160条</u>」と, <u>第145条</u>第2項第2号中「<u>第140条</u>第2項」とあるのは「<u>第160条</u>において準用する<u>第140条</u>第2項」と, 同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「<u>第163条</u>において準用する次条」と, 同項第7号中「次条において準用する<u>第124条の2</u>第1項」とあるのは「<u>第161条</u>第1項」と, 同項第8号中「<u>第139条</u>第1項から第3項」とあるのは「<u>第159条</u>第1項から第3項」と, <u>第146条</u>中「<u>第9章</u>第4節及び第5節」とあるのは「<u>第9章</u>第6節第3款及び第4款」と読み替えるものとする。</p> <p>第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)</p> <p><u>第164条</u> 指定介護予防短期入所生活介護は, 利用者が, その有する能力に応じて, 自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため, 利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより, 利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>
---	---	--

<p>2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針) ☆準用</p> <p>第百四十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針) ☆準用</p> <p>第147条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針) ☆準用</p> <p>第147条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>
---	--	--

<p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針) ☆準用</p> <p>第百四十四条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第百二十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>二 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する<u>ものとする</u>。</p> <p>三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>五 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針) ☆準用</p> <p>第148条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第156条に規定する基本方針及び第168条において準用する前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う<u>こと</u>。</p> <p>(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない<u>こと</u>。</p> <p>(4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない<u>こと</u>。</p> <p>(5) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない<u>こと</u>。</p>	<p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針) ☆準用</p> <p>第148条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第156条に規定する基本方針及び第168条において準用する前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う<u>こと</u>。</p> <p>(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない<u>こと</u>。</p> <p>(4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない<u>こと</u>。</p> <p>(5) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない<u>こと</u>。</p>
--	--	--

<p>六 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営む<u>の</u>に必要な支援を行う<u>ものとする。</u></p> <p>七 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(介護)</p> <p>第百六十一条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、<u>清しき</u>を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p>	<p>(6) <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営む<u>ため</u>に必要な支援を行う<u>こと。</u></p> <p>(7) <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う<u>こと。</u></p> <p>(介護)</p> <p>第165条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、<u>清拭</u>を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p>	<p>(6) <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営む<u>ため</u>に必要な支援を行う<u>こと。</u></p> <p>(7) <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う<u>こと。</u></p> <p>(介護)</p> <p>第165条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、<u>清拭</u>を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p>
--	---	---

<p>6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第百六十二条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練) ☆準用</p> <p>第百四十七条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改</p>	<p>6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第166条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練) ☆準用</p> <p>第151条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善</p>	<p>6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第166条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練) ☆準用</p> <p>第151条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善</p>
--	---	---

善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理) ☆準用

第百四十八条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助) ☆準用

第百四十九条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百六十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第百六十四条 第百四十三条、第百四十四条、第百四十七条から第百四十九条までの規定はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百五十二条」と、「前条」とあるのは「第百六十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理) ☆準用

第152条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助) ☆準用

第153条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第167条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第168条 第147条、第148条、第151条から第153条までの規定はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第148条中「第132条」とあるのは「第156条」と、「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と読み替えるものとする。

又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理) ☆準用

第152条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助) ☆準用

第153条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第167条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第168条 第147条、第148条、第151条から第153条までの規定はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第148条中「第132条」とあるのは「第156条」と、「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第七節 削除

第百六十五条から第百七十八条まで 削除

第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

第百七十九条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第百八十条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待す

第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第169条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第91号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待す

第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

第169条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第91号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待す

<p>ることができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 生活相談員 一人以上</p> <p>二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第四十条の二十六に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第八十二条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一人以上</p> <p>三 栄養士 一人以上</p> <p>四 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>五 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数</p> <p>2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期</p>	<p>ることができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 生活相談員 一人以上</p> <p>(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第184条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第172条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) 栄養士 一人以上</p> <p>(4) 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数</p> <p>2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数とする。</p> <p>3 <u>第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則> (生活相談員) 第6条第2項 条例第170条第3項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。</p> <p>4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であつて、規則で定めるものと</p>	<p>ることができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 生活相談員 一人以上</p> <p>(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第184条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第172条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) 栄養士 一人以上</p> <p>(4) 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数</p> <p>2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数とする。</p> <p>3 <u>第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則案> (生活相談員) 第4条 条例第170条第3項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。</p> <p>4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であつて、規則で定めるものと</p>
---	---	---

<p>入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、<u>法その他の法律に規定する</u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（<u>指定居宅サービス等基準第百四十条の二十六に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。</u>）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十条の二十七第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p> <p>第百八十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>し、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p><規則> (機能訓練指導員)</p> <p>第7条 条例第170条第4項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>6 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第185条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p> <p>第171条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理</p>	<p>し、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p><規則案> (機能訓練指導員)</p> <p>第5条 条例第170条第4項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>6 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第185条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p> <p>第171条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理</p>
---	--	---

	<p>者は、<u>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則></p> <p>第8条 条例第100条第2項、第116条第2項、第134条第2項、第171条第2項、第208条第2項及び第232条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p>	<p>者は、<u>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><規則案></p> <p>第6条 条例第100条第2項、第116条第2項、第134条第2項、第171条第2項、第208条第2項及び第232条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 次のアからウまでの事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設</p> <p>イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業</p> <p>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p>
--	--	---

<p>(利用定員等)</p> <p>第百八十二条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第百四十条の二十九第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第百八十三条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 居室 二 食堂 三 機能訓練室 四 浴室 	<p>(利用定員等)</p> <p>第172条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第187条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第173条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 	<p>(利用定員等)</p> <p>第172条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第187条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第173条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室
---	--	--

<p>五 便所 六 洗面所 七 静養室 八 面接室 九 介護職員室</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室 イ 一の居室の定員は、<u>四人以下</u>とすること。</p> <p>ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方</p>	<p>(6) 洗面所 (7) 静養室 (8) 面接室 (9) 介護職員室</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室 ア 一の居室の定員は、<u>1人</u>とすること。<u>ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則> 第9条 条例第173条第2項第1号アただし書に規定する規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合 (2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合 ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。 イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。 ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。 エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。</p> </div> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方</p>	<p>(5) 便所 (6) 洗面所 (7) 静養室 (8) 面接室 (9) 介護職員室</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室 ア 一の居室の定員は、<u>1人</u>とすること。<u>ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則案> 第7条 条例第173条第2項第1号アただし書に規定する規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合 (2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合 ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。 イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。 ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。 エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。</p> </div> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方</p>
---	---	--

<p>メートル以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p>	<p>メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保<u>することが</u>でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保<u>することができる</u>場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>ウ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。</u></p> <div data-bbox="853 906 1429 1141" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則></p> <p>第10条 条例第173条第2項第2号ウただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。</p> </div>	<p>メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保<u>することが</u>でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保<u>することができる</u>場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>ウ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。</u></p> <div data-bbox="1496 906 2069 1141" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><規則案></p> <p>第8条 条例第173条第2項第2号ウただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。</p> </div>
<p>三 浴室</p>	<p><u>エ 必要な備品を備えること。</u></p> <p>(3) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要支援者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要支援者等を入室</u></p>	<p><u>エ 必要な備品を備えること。</u></p> <p>(3) 浴室</p> <p><u>ア 浴槽を1つとすること。</u></p> <p><u>イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要支援者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要支援者等を入室</u></p>

<p>身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所</p> <p>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p><u>させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則></p> <p>第10条 条例第173条第2項第3号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> <p>(4) 便所</p> <p><u>ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</u></p> <p><u>イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとする。</u></p> <p><u>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則></p> <p>第12条 条例第173条第2項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られているこ</p>	<p><u>させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。</u></p> <p><u>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げるもののほか、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則案></p> <p>第8条 条例第173条第2項第3号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。</p> <p>(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。</p> <p>(4) 便所</p> <p><u>ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</u></p> <p><u>イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとする。</u></p> <p><u>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><規則案></p> <p>第10条 条例第173条第2項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られているこ</p>
---	--	---

<p>五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。</p> <p>4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第百四十条の三十第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)</p> <p>第百八十四条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (準用)</p> <p>第百八十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四から第五十三条の七まで、第五十三条の八 (第五項及び第六項を除く。)、第五十三条の九から第五十三条の十一まで、第二百十条の二、第二百十条の四、第二百二十八条並びに第四節 (第百三十五条第一項及び第百四十二条を除く。)及び第五節の規定は、基</p>	<p>と。 (2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。</p> <p>4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第188条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (指定介護予防通所介護事業所等との連携)</p> <p>第174条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第175条 第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第24条、第31条から第34条まで、第35条 (第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで、第54条、第105条、第107条、第108条、第132条並びに第4節 (第139条第1項及び第146条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第</p>	<p>と。 (2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。</p> <p>(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。</p> <p>4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第188条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)</p> <p>第174条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (準用)</p> <p>第175条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8 (第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで、第124条の2、第124条の4、第132条並びに第4節 (第139条第1項及び第146条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生</p>
--	--	--

準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、[第四十九条の十三中](#)「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、[第五十条の二中](#)「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、[第五十三条の四中](#)「[第五十三条](#)」とあるのは「[第百八十五条](#)において準用する[第百三十八条](#)」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、[第百二十条の二第三項中](#)「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、[第百三十五条](#)第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、[第百三十九条第二項中](#)「静養室」とあるのは「静養室等」と、[第百四十一条](#)第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「[第百八十五条](#)」と、[第百四十四条中](#)「[第百二十八条](#)」とあるのは「[第百八十五条](#)において準用する[第百二十八条](#)」と、「前条」とあるのは「[第百八十五条](#)において準用する前条」と、[第百四十八条中](#)「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

[19条第1項中](#)「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、[第21条中](#)「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、[第31条中](#)「[第27条](#)」とあるのは「[第175条](#)において準用する[第142条](#)」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、[第54条第2項中](#)「[この節及び次節](#)」とあるのは「[第9章第7節](#)」と、[第105条](#)第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、[第137条](#)第1項中「[第142条](#)」とあるのは「[第175条](#)において準用する[第142条](#)」と、[第139条](#)第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、[第145条](#)第2項第2号中「[第140条](#)第2項」とあるのは「[第175条](#)において準用する[第140条](#)第2項」と、同項第3号から第7号までの規定中「次条」とあるのは、「[第175条](#)」と、同項第8号中「[第139条](#)第1項から第3項」とあるのは「[第175条](#)において準用する[第139条](#)第2項及び第3項」と、[第148条中](#)「[第132条](#)」とあるのは「[第175条](#)において準用する[第132条](#)」と、「前条」とあるのは「[第175条](#)において準用する前条」と、[第152条中](#)「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

活介護の事業について準用する。この場合において、[第51条の13第1項中](#)「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、[第52条の2中](#)「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、[第55条の4中](#)「[第55条](#)」とあるのは「[第175条](#)において準用する[第142条](#)」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、[第54条](#)第2項中「[この節及び次節](#)」とあるのは「[第9章第7節](#)」と、[第124条](#)の第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、[第137条](#)第1項中「[第142条](#)」とあるのは「[第175条](#)において準用する[第142条](#)」と、[第139条](#)第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、[第143条](#)第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、[第145条](#)第2項第2号中「[第140条](#)第2項」とあるのは「[第175条](#)において準用する[第140条](#)第2項」と、同項第3号から第7号までの規定中「次条」とあるのは、「[第175条](#)」と、同項第8号中「[第139条](#)第1項から第3項」とあるのは「[第175条](#)において準用する[第139条](#)第2項及び第3項」と、[第148条中](#)「[第132条](#)」とあるのは「[第175条](#)において準用する[第132条](#)」と、「前条」とあるのは「[第175条](#)において準用する前条」と、[第152条中](#)「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 <u>この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>第二条 指定居宅サービス等基準附則<u>第三条</u>の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第百三十二条第六項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第七項</u>の規定は適用しない。</p> <p>第三条 <u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）第三条</u>の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第百五十三条第六項第一号ロ(2)</u>中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営む<u>の</u>に必要な広さ」とする。</p> <p><u>第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十二年厚生省令第三十七号）附則第二項</u>の適用を受けている基準該当短期入所生活介護事業所におい</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 <u>この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>第2条 指定居宅サービス等基準<u>条例</u>附則<u>第2条</u>の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第136条第5項第1号ア及びイ、第2号ア並びに第6項</u>の規定は適用しない。</p> <p>第3条 <u>指定居宅サービス等基準条例附則第9条</u>の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第157条第5項第1号イ(イ)</u>中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営む<u>ため</u>に必要な広さ」とする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 <u>この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>第2条 指定居宅サービス等基準<u>条例</u>附則<u>第2条</u>の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第136条第5項第1号ア及びイ、第2号ア並びに第6項</u>の規定は適用しない。</p> <p>第3条 <u>指定居宅サービス等基準条例附則第9条</u>の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第157条第5項第1号イ(イ)</u>中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営む<u>ため</u>に必要な広さ」とする。</p>
--	---	---

<p><u>て、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められる場合は、第百八十三条第二項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用しない。</u></p> <p><u>第五条 削除</u></p> <p><u>第六条 (略)</u></p> <p><u>第七条～第九条 (略)</u></p> <p><u>第十条 (略)</u></p> <p><u>第十一条～第十三条 (略)</u></p> <p><u>第十四条 (略)</u></p> <p><u>第十五条 (略)</u></p> <p><u>第十六条、第十七条 (略)</u></p> <p><u>第十八条 (略)</u></p> <p><u>附 則 (平成二十七年一月十六日厚生労働省令第四号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この省令は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>第4条～第6条 (略)</u></p> <p><u>第7条～第9条 (略)</u></p> <p><u>第10条 (略)</u></p> <p><u>第11条 (略)</u></p> <p><u>第12条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防通所介護事業者、介護予防短期入所生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の当該指定に係る事業所の管理者（施行日後に管理者となる者を除く。）については、平成27年3月31日までの間、第100条第2項、第134条第2項、第208条第2項又は第232条第2項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>第13条 (略)</u></p> <p><u>第14条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の当該指定に係る事業所の建物（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）が木造かつ平屋建てである場合は、基準省令第132条第2項若しくは第153条第2項又は第233条第2項若しくは第257条第2項の規定によることができる。</u></p> <p><u>第15条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的</u></p>	<p><u>第4条～第6条 (略)</u></p> <p><u>第7条～第9条 (略)</u></p> <p><u>第10条 (略)</u></p> <p><u>第11条 (略)</u></p> <p><u>第12条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防通所介護事業者、介護予防短期入所生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の当該指定に係る事業所の管理者（施行日後に管理者となる者を除く。）については、平成27年3月31日までの間、第100条第2項、第134条第2項、第208条第2項又は第232条第2項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>第13条 (略)</u></p> <p><u>第14条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の当該指定に係る事業所の建物（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）が木造かつ平屋建てである場合は、基準省令第132条第2項若しくは第153条第2項又は第233条第2項若しくは第257条第2項の規定によることができる。</u></p> <p><u>第15条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的</u></p>
--	---	---

	<p><u>に改築された部分を除く。)</u>において、<u>第136条第5項第1号アの規定を適用する場合については、「1人とすること。ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。</u></p> <p><u>第16条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第136条第5項第2号ウの規定は、適用しない。</u></p> <p><u>第17条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第136条第5項第3号又は第157条第5項第2号の規定にかかわらず、基準省令第132条第6項第3号又は第153条第6項第2号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第18条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第136条第5項第4号又は第157条第5項第1号エの規定にかかわらず、基準省令第132条第6項第4号又は第153条第6項第1号ニの規定によることができる。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>第19条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第157条第6項第1号の規定にかかわらず、基準省令第1</u></p>	<p><u>に改築された部分を除く。)</u>において、<u>第136条第5項第1号アの規定を適用する場合については、「1人とすること。ただし、規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。</u></p> <p><u>第16条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第136条第5項第2号ウの規定は、適用しない。</u></p> <p><u>第17条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第136条第5項第3号又は第157条第5項第2号の規定にかかわらず、基準省令第132条第6項第3号又は第153条第6項第2号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第18条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第136条第5項第4号又は第157条第5項第1号エの規定にかかわらず、基準省令第132条第6項第4号又は第153条第6項第1号ニの規定によることができる。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>第19条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第157条第6項第1号の規定にかかわらず、基準省令第1</u></p>
--	---	---

	<p><u>53条第7項第1号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第20条 当分の間、第161条第2項第4号又は第198条第2項第4号の規定中「前号のユニットリーダー」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者及び従業者」又は「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者及び従業者」とする。</u></p> <p><u>附 則（平成26年3月25日岡山市条例第30号）</u></p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p><u>53条第7項第1号の規定によることができる。</u></p> <p><u>第20条 当分の間、第161条第2項第4号又は第198条第2項第4号の規定中「前号のユニットリーダー」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者及び従業者」又は「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者及び従業者」とする。</u></p> <p><u>附 則（平成26年3月25日岡山市条例第30号）</u></p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p><u>附 則（平成27年3月 日岡山市条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>
--	---	---